第2次白山市地域福祉計画

平成29年度~33年度



思いやりのこころでつなぐ 白山のKIZUNA〜絆〜

> 平成29年3月 白山市

はじめに

白山市は、白山ろくから日本海に面した平野部まで、地理的環境や培ってきた文化等が異なる地域を擁しています。少子高齢化や過疎化の進む山間部や、ライフスタイル等の変化により地域のつながりが希薄化している平野部など、それぞれの実状に即した地域福祉を実現するためには、住民一人ひとりが自分の身の回りに目を配り、自分にできることを実践していく必要があります。

これまで、高齢者や障害者、子育て世帯など、支援を必要としつつも声をあげることが困難な人たちをはじめ、白山市で生きるすべての人々に寄り添うために、「第1次白山市地域福祉計画」をもとに地域福祉施策に取り組んでまいりました。

今回、第1次計画を進めるなかで浮かび上がってきた問題点等を改めて見直し、変化を続ける社会情勢に対応するため「第2次白山市地域福祉計画」を策定いたしました。引き続き「思いやりのこころでつなぐ 白山の KIZUNA〜絆〜」を基本理念として掲げ、白山市にお住まいの皆様や関係団体・機関等の皆様と適宜連携をとりながら、「人と人とのつながりを深めよう」、「一人ひとりが主役の地域活動を進めよう」、「誰もが安心して暮らせる仕組みを充実させよう」という三つの基本目標の達成を目指してまいります。

年齢や性別、住んでいる地域、身体の状態などに関わらず、誰もがひとりの人間として尊重され、安心して暮らすことができる白山市にするため、よりいっそう地域福祉を推進してまいります。

市民の皆様にはぜひとも、地域福祉の主体は市民の皆様であること、そして地域福祉の成就には一人ひとりが思いやりの視点を持つことが不可欠であることを十分にご理解いただき、今後の活動によりいっそうのご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心なご議論を交わしていただきました白山市地域福祉計画策定委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントにご協力いただきました市民の皆様並びに関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

平成29年3月

白山市長 山田 憲昭

一 目次 一

第	51章 計画の策定にあたって	1
1	地域福祉の考え方	1
2	地域福祉計画策定の背景	2
3	計画の目的	3
4	計画の位置づけ	3
5	計画の期間	4
6	計画の策定体制	4
7	地域の捉え方	5
第	32章 計画の基本的な考え方	6
1	計画の基本理念	6
2	計画の基本目標	7
3	施策の体系	8
4	重点施策	9
Γ <u>:</u>	主な活動主体」の分類について	11
第	33章 目標達成のための具体的施策	12
1	人と人とのつながりを深めよう	12
	(1) 隣近所とのつながりを深める	12
	(2) 地域での交流を進める	14
2	一人ひとりが主役の地域活動を進めよう	17
	(1) 身近な地域活動を充実する	17
	(2) ボランティア・NPO 活動等を広める	20
	(3) 地域福祉活動を担う人を育てる	23
	(4)誰もが利用しやすい施設を広げる	26
3	誰もが安心して暮らせる仕組みを充実させよう	29
	(1)情報提供・相談支援の体制をつくる	29

	(2)	安心して生活できる環境を整える	32
	(3)	支援が必要な人を見守る	35
	(4)	緊急・災害時の助け合いの体制をつくる	41
第	4章	・ ・地域福祉の推進体制	44
1	計画	画の推進体制	44
	(1)	地域住民の役割	44
	(2)	ボランティア・事業者の役割	44
	(3)	市社会福祉協議会の役割	44
	(4)	行政の役割	44
2	計画	国の進捗管理	46
資	料編	5 9	47
1	白山	山市地域福祉計画策定委員会設置要綱	47
2	第2	2次白山市地域福祉計画策定委員会名簿	49
3		山市地域福祉計画の策定経過	
4	人口	□•世帯	51
	(1)	人口の推移	51
	(2)	地域別人口	52
	(3)	自然増減の推移	53
	(4)	社会増減の推移	53
	(5)	世帯数の推移	54
	(6)	人口の将来推計	55
	(7)	人口ピラミッド	56
5	子と	ごも・高齢者・障害のある人や健康を取り巻く状況	57
	(1)	子どもの状況	57
	(2)	高齢者の状況	58
	(3)	障害のある人の状況	60
	(4)	健康の状況	61

	(5)外国人住民数の推移	62
6	福祉避難所一覧	63
7	アンケート調査結果からみる市民意識	64
	(1) アンケート調査の概況	64
	(2) アンケート調査結果	65
8	用語解説	91

第1章 計画の策定にあたって

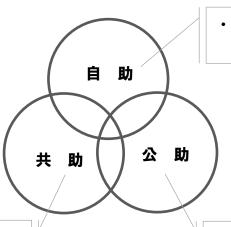
7

1 地域福祉の考え方

地域では、介護を必要とする高齢者や障害者(児)、子育で中の親、ひとり暮らしで話し相手がいない人、言葉や文化の違いで戸惑っている外国人など、さまざまな支援を必要としている人が生活しています。今日の地域で生じる課題は多様化しており、その解決のための手段や資源も多様なものが求められます。地域における人と人とのつながりや、地域の組織の力などで解決できる課題も多く、そうした「自助1」・「共助2」の視点から地域福祉施策を推進していくことが必要です。

また、現在、高齢者や障害者、子どもや子育て家庭への福祉施策は、それぞれの 分野の制度の下で充実されつつありますが、地域福祉の分野では、これらの分野別 施策だけでは充足できない福祉課題を扱っていくことも重要なテーマとなります。 そうした「公助³」としての機能の充実を図っていくことも重要です。

支援が必要な方々の生活上の問題や悩みに対して、地域住民一人ひとりの主体的な参加や活動である「自助」、町内会や社会福祉事業者やボランティア⁴、NPO⁵などによるサービスである「共助」、さらには行政の公的サービスである「公助」が連携し互いに力を発揮しあい、安心できる地域社会を実現していくことが、地域福祉のめざすところです。



自分でできることは、自分で 取り組むこと

地域が力を合わせて実現して いくこと 行政の責任として推進していくこと

¹ 日常生活のなかで生じる課題について、自分と家族とが支え合い、解決に向けて努力すること。

² 地域住民が互いに助け合い、よりよい地域づくりのために協働すること。

³ 自身や家庭、もしくは地域等では解決できない問題を、国や県、自治体が支援すること。

⁴ 自発的で自由な意思に基づき、社会貢献を行うこと、及びそれに携わる人のこと。基本的に無償で行われる。

⁵ 民間の営利を目的とせず、社会的活動を行う団体。NPO法人と呼ばれる法人格を持つものだけに限らず、市民活動団体やボランティア団体等もこれに含まれる。

2 地域福祉計画策定の背景

地域福祉計画は、社会福祉法に基づき、地域福祉を推進するために、「地域における福祉サービスの適切な利用の推進」、「地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達」、「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進」の3つの事項について、住民、社会福祉事業者、社会福祉活動の関係者等の意見を反映させ市町村が策定することが規定されています。

地域福祉計画は、地域で暮らす全ての人が自ら地域と関わり、生涯を通して生き 生きと自分らしく安心して暮らせる地域社会の実現のため、行政と地域、事業者、 ボランティア、福祉団体等が協働して、様々な生活課題を解決できるよう、取り組 んでいくための指針となるべき計画です。

本市では、社会福祉法の規定等に基づき、平成 24 年3月に白山市地域福祉計画を 策定し、「思いやりのこころでつなぐ 白山のKIZUNA〜絆〜」を基本理念とし て、"町内会活動の活性化"、"地域活動拠点及び相談支援体制の整備"、"地域住民に よる見守りネットワークづくり"、"要支援者対策"の4つを重点施策として取り組 み、積極的に推進してきました。

しかし、核家族化、少子化などによって、地域のつながりが薄れ、地域でお互いが助け合い、支え合うといった相互扶助の機能が失われつつあります。地域で支援を必要としている人のニーズからみると、介護や家事の援助もさることながら、地域社会や家族との関係の希薄化や孤立によって生じるものも少なくありません。また、平成23年3月の「東日本大震災」、平成28年4月の「熊本地震」等の大規模災害の経験から、地域における支え合い、助け合いの大切さがあらためて浮き彫りになりました。地域での生活を継続していくためには、日常的で柔軟な見守りなどの支援がより必要とされています。

このような状況において、誰もが安心して暮らし続けられるよう市民の福祉意識 を高め、地域福祉活動を通して新しい支え合いのまちづくりを進めることが求められています。

第2次白山市地域福祉計画においては、1次計画での進捗状況の評価、アンケート調査等を踏まえた地域課題の見直しを行い、1次計画の基本理念及び基本目標を踏襲し、地域住民同士の"絆"を深め、子どもから高齢者まで、誰もが安心して暮らし続けることができる支え合いのまちをつくりあげていくための取組みを定めたものとします。

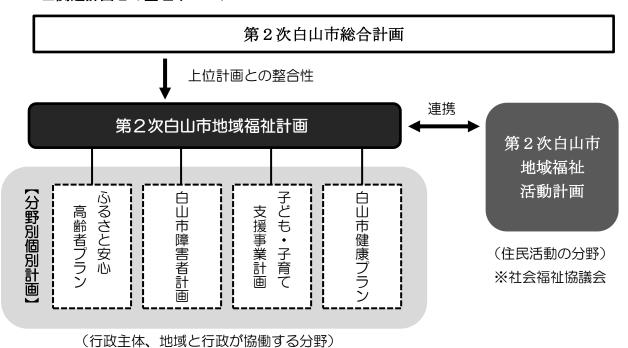
3 計画の目的

少子高齢化や核家族化など、家庭や地域での生活環境が著しく変化していく中、地域住民が地域の生活課題を見つけ出し、お互いに助け合い、協力しながら、課題の解決をめざしていくことができる福祉コミュニティ⁶を確立していくことが必要となります。そのために行政と住民や地域社会、社会福祉協議会、ボランティア、NPO、社会福祉事業者などがそれぞれの役割を発揮し、相互連携と協働により様々な生活課題を解決できるよう取組んでいくための仕組みづくり、「地域福祉」を推進するため、この計画を策定しました。

4 計画の位置づけ

本計画は、白山市総合計画を上位計画とし、既存の関連諸計画との整合性を保ちながら、子どもから高齢者、障害者などすべての人を対象として、地域課題等を解決していくための取り組みを示すとともに、白山市社会福祉協議会が策定する「白山市地域福祉活動計画」と相互に連携がとれた計画とします。

■関連計画との整理イメージ



⁶ 地域住民が主体的に福祉に関心を持ち、行政とともに福祉サービスの提供や、課題の解決・質の向上 に取り組む共同体。

5 計画の期間

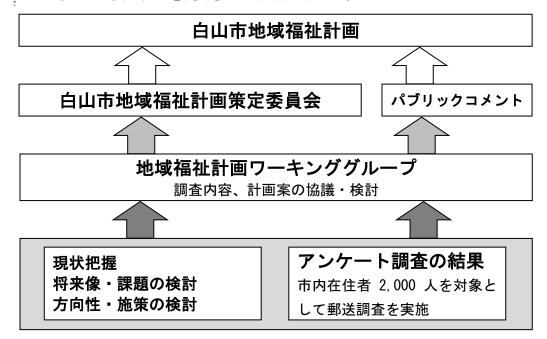
計画は、平成29年度を初年度とし、平成33年度を目標年次とする5年間の計画とします。なお、本市を取り巻く状況や、経済、社会、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間途中においても必要な見直しを行うこととします。

平成	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	年度
	第	〔1 次白↓	山市地域	福祉計	画	第	[2次白]	山市地域	找福祉計	画	

6 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、学識経験者、福祉事業所、社会福祉協議会、民生委員児童委員⁷、老人クラブ連合会の代表など福祉関係団体、保健・医療関係者、公募による地域住民等で構成する「白山市地域福祉計画策定委員会」を設置し、計画策定のための検討を行いました。

さらに、策定委員会において検討した計画案について、ホームページ等で広く市 民の方々に公表し、ご意見を計画に反映しました。



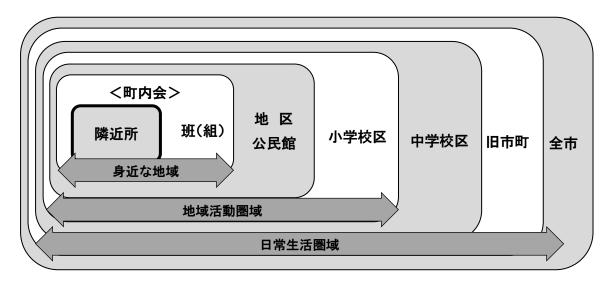
⁷ 厚生労働大臣に委嘱され、行政や関係団体と連携を図りながら、地域住民に対して見守りや相談、課題解決に向けた支援を行う人。なお、民生委員は児童委員も兼ねており、特に主任児童委員は児童福祉に関することを専門に担当している。

7 地域の捉え方

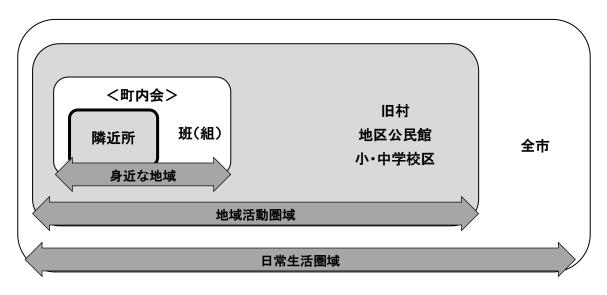
地域福祉の「地域」とは何かを考えるとき、普段からの隣近所としての付き合い や、地域の活動単位としての「班(組)」や「町内会」等、人によって、また地域に よってその捉え方は様々です。

この計画においては、地域に根ざした身近な行動地域として「身近な地域」、地域活動を進めていくうえでの圏域としての「地域活動圏域」、さらに広域な地域福祉活動や日常生活を送るうえで連携している圏域を「日常生活圏域」としています。そして、これらが連携して「全市」の活動につなげるという考え方で計画を推進します。

■平野部での地域のイメージ



■白山ろくでの地域のイメージ



第2章 計画の基本的な考え方



1 計画の基本理念

思いやりのこころでつなぐ 白山の KIZUNA~絆~

本市は、霊峰白山から日本海までの広大な市域において、地理的環境、風土、文化等が違う多様な地域で構成されており、それぞれの地域特性に対応した地域福祉を進めてきました。

しかし、社会経済情勢の変化やライフスタイルの多様化、進展する少子高齢化等により、本市においても、家庭や地域における人と人とのつながりが希薄化しています。

このような中、地域福祉を推進していくため、一人ひとりが相手を思いやる気持ちを持って助け合い、支え合う地域の「絆」を重視した地域福祉の取り組みを推進してきました。

この「絆」は、小さなつながりをきっかけに、古くからまちに伝わる歴史や文化 と共に人から人へと伝わり、白山市らしさ、白山市独自の人間関係をつくり出して いきます。

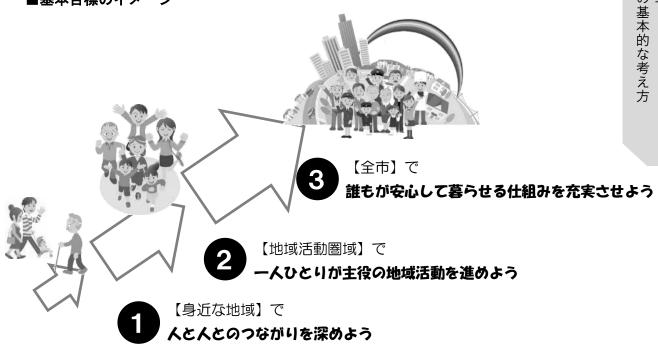
本計画は、第2次計画として前期計画の内容を改訂していますが、地域福祉推進のための根本であるこの基本理念は引き続き踏襲していきます。

誰もが身近な地域の中で、お互いを尊重しあい支えあう「絆」で結ばれた地域福祉のまちづくりを目指し、本計画を推進します。

2 計画の基本目標

白山市における地域福祉推進のため、隣近所などの「身近な地域」、小学校区等を中心とした「地域活動圏域」、広域的な「日常生活圏域及び全市」それぞれに応じた取り組みを進めていくことを基本目標としています。

■基本目標のイメージ



(1)人と人とのつながりを深めよう

~この基本目標での「地域」のイメージは、おおむね 身近な地域 です~

(2) 一人ひとりが主役の地域活動を進めよう

~この基本目標での「地域」のイメージは、おおむね 地域活動圏域 です~

(3) 誰もが安心して暮らせる仕組みを充実させよう

~この基本目標での「地域」のイメージは、おおむね 日常生活圏域及び全市 です~

3 施策の体系

基本理念

思いやりのこころでつなぐ 白山のKIZUNA 〜絆〜

基本目標

基本方針

施策の方向

 1 人と人との つながりを 深めよう (1)隣近所との つながりを深める

- ・顔の見える地域づくりを促進します
- (2)地域での 交流を進める
- ・地域住民が互いに認め合い、支え合いの意識を育みます
- ・地域における世代を超えた居場所づくりを進めます
- ・地域間交流を促進します

(1)

(1)身近な地域活動を 充実する

- ・町内会活動を活性化します
- ・地域活動団体の活動を支援します
- 地区社会福祉協議会を支援します

2 一人ひとりが 主役の地域活動を 進めよう

- (2)ボランティア・ NPO活動等を広める
- ・ボランティア・NPO活動等への支援を充実します
- ・ボランティアの育成を進めます
- (3)地域福祉活動を 担う人を育てる
- ・学校における福祉教育を進めます
- 福祉に関する学習機会を提供します
- ・健康づくりを促す機会を提供します
- (4)誰もが利用しやすい 施設を広げる
- ・地域活動および総合相談拠点の活動を充実します
- ・公共施設等におけるバリアフリー化を進めます

___ (1)情報提供・相談支援の 体制をつくる

- ・情報提供を充実します
- ・相談支援体制を充実します

3 誰もが安心して 暮らせる仕組みを 充実させよう

- (2)安心して生活できる 環境を整える
- ・各種福祉サービスを充実します
- 就労支援を充実します
- (3)支援が必要な人を 見守る
- ・地域住民による見守りネットワークづくりを進めます
- ・いじめ・虐待・DV防止対策を進めます
- ・権利擁護の支援体制を構築します
- ・生活に困難を抱える方への支援を進めます
- (4)緊急・災害時の 助け合いの体制をつくる
- ・自主防災組織活動を促進します
- ・要支援者対策を進めます
- ・緊急・災害時対策を進めます

4 重点施策

基本目標2-(1)身近な地域活動を充実する

重点施策① 地域ふれあいサロンの支援

(P18)

主に高齢者を対象として町内会単位で実施している地域ふれあいサロン⁸については、社会参加の場としての機能及び担い手であるボランティアの育成機能を持っていることから、住み慣れた地域で暮らすための重要な役割を担っています。

地域ふれあいサロンの設置や運営費の補助を行うとともに、世話人の確保という 課題にも目を配り、様々な世代がつながりを持つ場としての機能を強化していきます。

□ 地域ふれあいサロン活動 (河内町かたくりの会)



基本目標3-(3)支援が必要な人を見守る

重点施策② 地域住民による見守りや支援のネットワークの推進 (P36)

少子高齢化や単身世帯の増加、虐待やひきこもり、生活困窮など、地域住民が抱える課題は多様であり、複雑化してきています。そのような状況の中、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域住民が、地域の中で支援が必要な人や世帯を見守ったり、お互いに助け合い、支え合うことで個々の生活課題に対応していく必要があります。このような地域の住民が主体となる、見守りや支援のネットワークの構築を、町内会、民生委員児童委員、福祉推進委員など関係機関と連携を図りながら推進していきます。

⁸ 地域住民・ボランティアが主体となり、町内会単位で行っている高齢者の閉じこもり予防、介護予防、 認知症予防やリフレッシュ活動事業。

重点施策③ 自立相談支援の充実

(P39)

平成 27 年 4 月の生活困窮者自立支援法の施行に伴い、全ての福祉事務所設置自治体において、自立相談支援事業等を実施することになりました。自立相談支援事業等は、制度の運用における目標に「困窮者支援を通じた地域づくり」が掲げられていることから、これからの地域福祉推進の一翼を担うものであると考えることができます。また、「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について(平成 26 年 3 月 27 日社援発 0327 第 13 号)」においても、地域福祉計画の中に位置づけて計画的に取り組むことが効果的であるとされています。

そこで、本市では、生活困窮者等の自立相談支援を重点事項として位置づけ、生活上の困難を抱える方への就労等の自立支援を重点的に推進します。

基本目標3-(4)緊急・災害時の助け合いの体制をつくる

重点施策④ 災害時における支援体制の整備

(P42)

災害時において、障害者、高齢者の避難をいかに支援するかは、命にかかわる重要な問題です。

本市では、民生委員児童委員の活動を基に避難行動要支援者名簿を作成しています。今後は、どのような体制で情報を管理し、また、利用するかなど、地域住民の理解を得ながら、名簿を活用する方法を明確化していくことが必要不可欠となります。

また、地域住民同士の助け合い・支え合いによる防災・減災の効果を高めるため、 緊急時・災害時の地域における支援体制づくりを重点的に推進していきます。

「主な活動主体」の分類について

主な活動主体名	主な内容
県	石川県が所管する行政機関
市	白山市が所管する行政機関
学校	小学校・中学校・高等学校・大学(短期大学)
町内会·公民館	町内会・地区公民館
社会福祉協議会	市社会福祉協議会 • 地区社会福祉協議会
事業所	福祉関係事業所等
司法関係機関	裁判所•弁護士•司法書士
就労支援機関	ハローワーク・シルバー人材センター ⁹ ・労働局 等
各種専門機関	児童相談所・こころの健康センター 等
生涯学習施設	学習センター・図書館・博物館 等
地域活動団体	老人クラブ・NPO 法人・ボランティア団体 等
社会教育団体	子ども会・壮年会・女性協議会・PTA等
商工団体	商工会議所・商工会・観光協会等
企業	一般の企業
民生委員児童委員	厚生労働大臣から委嘱された方
福祉推進委員10	地区社会福祉協議会から委嘱された方
子育て機関	幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育施設
医師会	病院・診療所

⁹ 臨時的・短期的もしくは軽易な業務やボランティア活動を希望する高齢者に対して、その機会を提供することで、高齢者の生きがいづくりや、地域社会の活性化に資する組織。

¹⁰ 地域住民に対する見守りや、民生委員児童委員をはじめ、町内会、地区社会福祉協議会等の活動を 支援する人。

第3章 目標達成のための具体的施策



1 人と人とのつながりを深めよう



こんな姿をめざしたい!

- ① 隣近所と顔が見える関係の地域をめざしたい!
- ② 身近な地域での助け合いが日常的に行われている地域を めざしたい!
- ③ 地域の人とたくさんの交流機会がある地域をめざしたい!

(1) 隣近所とのつながりを深める

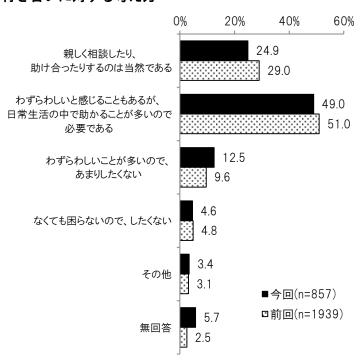
施策のねらい

地域福祉を進めるためには、地域住民一人ひとりが身近な隣近所と関わりを持ち、 地域の人同士の助け合いと支え合いの気持ちが育まれていることが大切です。しか しながら、少子高齢化や人口減少、若い世代の流出入等を要因として、年々、地域 のつながりの希薄化が進んでいます。

このような社会情勢においても、隣近所同士の顔が見える関係づくりを目指すための働きかけを行います。

「わずらわしいと感じることもあるが、日常生活の中で助かることが多いので必要である」が 49.0%、「親しく相談したり、助け合ったりするのは当然である」が 24.9%と、近所付き合いに対して前向きな人の割合が前回よりも低下しています。 学習会等を通して、地域住民同士で支え合う意識の向上を図る必要があります。

図表 1 近所付き合いに対する考え方



施策の方向

● 顔の見える地域づくりを促進します

取り組み	取り組み内容	主な活動主体
声かけ・あいさつ 運動の推進	各種団体と体制を整え、「声かけ運動」や「あいさつ運動」を推進します。 また、日常生活中における取り組みへ の啓発にも力を入れていきます。	町内会 学校 地域活動団体 社会福祉協議会
地域や事業所等と連携した孤立対策	地域や事業所等と連携し、高齢者の 単身世帯など、地域から孤立しがちな 人たちを見守り支える環境づくりを 進めていきます。	市 社会福祉協議会 民生委員児童委員 事業所 企業

(2) 地域での交流を進める

施策のねらい

隣近所とのつながりと共に、身近な地域内において交流の場や機会があることは、 顔の見える地域づくりを目指すうえで必要不可欠なものです。特に地域の人口が減 少・高齢化し、生活スタイルが多様化する昨今では、特定の年代等に偏ることなく、 子どもから高齢者まで、世代を超えた交流によりお互いを知り合う機会が必要とさ れています。

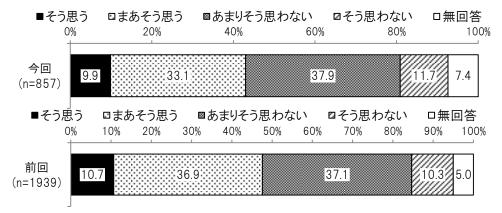
地域間交流・世代間交流を推進し、地域内外の交流を深めます。

現況

"子どもから高齢者まで住民による交流が活発である"と感じている人(「そう思う」+「まあそう思う」)の割合は43.0%で、前回調査よりも低下しています。 年代の垣根を超えて、市民全体がつながりを持ちながら暮らすことができるよう、 交流の場や機会の提供に努める必要があります。

図表 2 世代間交流について

④子どもから高齢者まで住民による交流が活発である



施策の方向

●地域住民が互いに認め合い、支え合いの意識を育みます

取り組み	取り組み内容	主な活動主体
地域福祉に関する講演会等の開催	地域福祉に関する講演会等を開催し、地域における"気づき"が福祉課題の早期発見・早期対応において重要であることなどを啓発していきます。	社会福祉協議会
共生社会 ¹¹ に関す る理解の促進	障害の有無、性別、年齢等に関わらず、誰もが積極的に参加し貢献できる 共生社会の実現をめざし、地域住民一 人ひとりの意識の醸成を図ります。	市地域活動団体

●地域における世代を超えた居場所づくりを進めます

取り組み	取り組み内容	主な活動主体
地域における世代間交流の促進	市内の公民館において、世代を超え てふれあい、伝統文化の継承や教養の 向上を図ります。また、様々な機会を 通して、子どもや高齢者、障害のある 人等の交流機会をつくります。	市 社会福祉協議会 公民館 地域住民
子どもと高齢者の交流の促進	市内園児が施設を訪問し、高齢者との交流を図ります。また、社会福祉協議会や公民館、児童館や児童センターにおいて世代間交流事業を推進します。	市 社会福祉協議会 公民館

¹¹ 人々が互いに相手の人格や個性を尊重し認め合い、障害の有無、性別、年齢、人種等を問わず、誰もが積極的に参加・貢献できる社会。特に障害福祉の分野で語られることが多い。

●地域間交流を促進します

取り組み	取り組み内容	主な活動主体
地域間交流の促進	雪かきボランティアや「白山ろくあったか募金」等を通じて、白山ろくと 平野部の方が交流する機会を創出し、 地域課題の解決や地域の活性化に取 り組んでいきます。	市 社会福祉協議会 公民館
各種団体の交流の 促進	商工団体が中心となり様々なイベントを開催することで、地域住民の幅広い交流機会の創出に努めていきます。	地域活動団体 商工団体

ロ 雪かきボランティア





2 一人ひとりが主役の地域活動を進めよう



こんな姿をめざしたい!

- ① 地域福祉を自分の身の周りの問題として捉えるまちをつくりたい!
- ② 自ら進んで地域福祉に関わる気運を高めたい!
- ③ 共助による地域福祉の活動が行いやすい環境をつくりたい!

(1) 身近な地域活動を充実する

施策のねらい

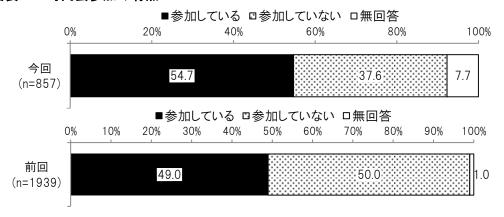
少子高齢化が進み、多種多様化する福祉ニーズに地域住民が自ら対応していくためには、町内会をはじめとする身近な地域活動を充実する必要があります。そのためには、住民一人ひとりが白山市の一員であるという自覚を持ち、地域活動や課題の解決に積極的に取り組む姿勢を育んでいくことが不可欠です。

地域活動団体に対する支援を進めるとともに、地域住民に対する広報・啓発活動も実施していきます。

現況

町内会に「参加している」人の割合は54.7%で、前回よりも上昇しています。 これまでの参加促進の取り組みの効果が出ていると考えられるため、引き続き地 域住民に対する啓発活動等を行うとともに、町内会活動を活性化することが必要で す。

図表 3 町内会参加の有無



施策の方向

●町内会活動を活性化します

取り組み	取り組み内容	主な活動主体
町内会への参加促進	市の広報、特に防災や除雪に関する 記事のなかで町内会の活動意義を啓 発していきます。	市町内会
町内会活動の 活性化支援	特に優れた活動を行っている町内 会を表彰する顕彰制度の充実に努めます。	市町内会
【 重点施策 ①】 地域ふれあい サロンの支援	地域ふれあいサロンの設置や運営 費の補助を行うとともに、世話人の確 保という課題にも目を配り、様々な世 代がつながりを持つ場としての機能 を強化していきます。	市 社会福祉協議会 町内会

●地域活動団体の活動を支援します

取り組み	取り組み内容	主な活動主体
地域活動団体への	地域活動団体に対し、運営面、財政	市
活動支援	面の両面から支援を行います。	社会福祉協議会
広報・啓発の実施	広報や SNS ¹² 、イベントなど様々な 媒体を通じ、社会福祉協議会の活動や 健康についてなど広報・啓発を進めて いきます。	市 社会福祉協議会 地域活動団体

●地区社会福祉協議会を支援します

取り組み	取り組み内容	主な活動主体
地区社会福祉協議 会活動の活性化支援	地区社協研修会・団体間の連絡会の 開催支援や地区担当職員制度の充実 などを図ることで、地区社会福祉協議 会の主体的な活動を支援します。	市社会福祉協議会
地区社会福祉協議 会の活動推進	地区社会福祉協議会未設置地域へ の働きかけを行うとともに、福祉団体 やボランティアとの連携を密にして、 活動の充実を図ります。	社会福祉協議会 町内会 民生委員児童委員

□ 地域ふれあいサロン活動

(左下:湊町にじいろサロン、右上:尾口)





¹² Web (ウェブ) 上において、登録したユーザー同士が交流することを目的としたサービス。代表的なものとして、Facebook (フェイスブック) や Twitter (ツイッター)、LINE (ライン) などが挙げられる。

(2) ボランティア・NPO 活動等を広める

施策のねらい

ボランティアや NPO 活動は、地域福祉のみに留まらず、教育や観光、環境等多岐に渡り、まちづくり活動においてなくてはならない存在となっています。加えて、昨今ますます関心の高まっている災害分野でも、その力が発揮されることが大いに期待されています。

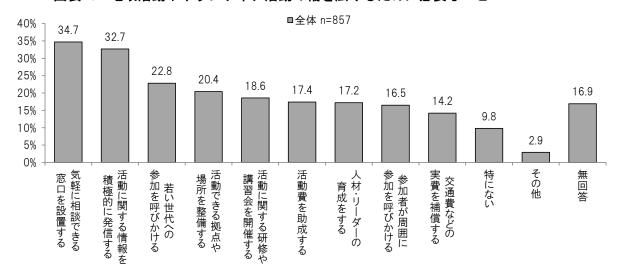
活動支援やボランティアの養成を引き続き継続し、災害に備えた訓練等にも注力します。

現況

地域活動やボランティア活動の輪を広げていくためには、「気軽に相談できる窓口を設置する」(34.7%)と「活動に関する情報を積極的に発信する」(32.7%)ことが必要であると考えている人の割合が高くなっています。

興味・関心は持ちつつも始めるきっかけがつかめない層を取り込めるよう、相談 事業及び情報発信が必要とされています。

図表 4 地域活動やボランティア活動の輪を広げるために必要なこと



施策の方向

●ボランティア・NPO 活動等への支援を充実します

取り組み	取り組み内容	主な活動主体
ボランティアセンターの機能強化	ボランティアのマッチングやコーディネートの機能強化を図るとともに、誰にとっても利用しやすいボランティアセンターを目指して整備を進めます。 加えて、災害ボランティアセンター 13設置運営訓練を継続的に実施し、被災時の円滑な運営に備えるとともに、市民への周知・啓発にも力を入れていきます。	市 社会福祉協議会
ボランティア活動の活性化支援	SNS 等を利用した情報発信を積極的に行いつつ、ボランティアと地域活動団体等との交流会を開催し、情報交換や活動の活性化を促進していきます。	市社会福祉協議会

□ 福祉施設園芸ボランティア



¹³ 災害により被害が発生した場合に、被災した地域住民の現状を把握する中で出てきたニーズに対応することを目的に、ボランティアが円滑に効率よく作業を行うことができる環境を整えるために設置されるもの。

●ボランティアの育成を進めます

取り組み	取り組み内容	主な活動主体
ボランティアの 養成	ボランティア養成講座の開催をは じめとして、新しい地域課題やニーズ に対する取り組み、また、地域貢献の 意識を醸成する取り組み等の検討も 進め、介護施設等だけでなく、お住ま いの地域でのボランティア活動にも 積極的に参加する人材を育てていき ます。	市 社会福祉協議会 ボランティア団体 学校

ロ 雪かきボランティア





(3) 地域福祉活動を担う人を育てる

施策のねらい

地域福祉を充実させるためには、それを担う人材の育成が肝要です。専門的な知識を持たずとも、本市に住むすべての人々が地域福祉に興味・関心を持ち、各々が活動の一端に関わるようなまちを目指します。

地域住民一人ひとりが地域福祉を身近なものとして捉えられるよう、様々な活動 に触れることのできる機会の創出・充実に努めていきます。

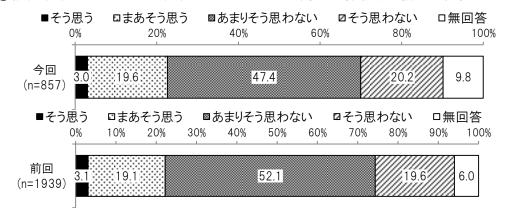
現況

福祉活動やボランティア活動について学んだり、参加・体験する機会が"充実している"(「そう思う」+「まあそう思う」)と回答した人の割合は22.6%と、前回と大きな違いはみられません。

これを踏まえ、学校教育を通して子どもたちに学習等の機会を提供していくのは もちろん、幅広い年代の人が福祉活動やボランティア活動に触れることのできる機 会の創出が求められます。

図表 5 福祉活動やボランティア活動について

⑦福祉活動やボランティア活動について学んだり、参加・体験する機会が充実している



●学校における福祉教育を進めます

取り組み	取り組み内容	主な活動主体
「総合的な学習の 時間 ¹⁴ 」の活用	専任のボランティアコーディネーターの充実や学校との連携強化を図り、「総合的な学習の時間」を活用した福祉教育をより一層推進します。	市 社会福祉協議会 学校
学校との連携	大学と連携し学生に対する啓発や 相談を行うとともに、ボランティア協 力校以外の学校に対しても、福祉教育 の充実を働きかけていきます。	市 社会福祉協議会 学校

□ 車いす体験(北陽小学校)





¹⁴ 小・中・高等学校等において実施されている学習時間で、児童・生徒らが自ら課題を見つけて取り 組み、学び、考えることで、思考力や判断力、表現力が求められ、かつ変化し続けている社会に対 応できる能力を養うことを目的としている横断的で総合的な授業。

●福祉に関する学習機会を提供します

取り組み	取り組み内容	主な活動主体
多様な学習の場の提供	公民館や図書館等の生涯学習施設、 社会教育団体等との連携を深め、福祉 教育推進事業を実施していきます。	市 社会福祉協議会 生涯学習施設 社会教育団体 地域活動団体

●健康づくりを促す機会を提供します

取り組み	取り組み内容	主な活動主体
健康診査の受診勧奨	市民の健康づくりを促すため、医師会等と連携し、地域や職場で行われる健康診査を積極的に受けるように働きかけます。	市医師会
自主的健康づくりの推進	医師会等と連携し、メタボリックシンドローム ¹⁵ に着目した特定健診、特定保健指導 ¹⁶ の徹底を図り、生活習慣病の発症及び重症化の予防に努めます。 また、食生活改善推進員や健康づくり推進員 ¹⁷ 等と連携し、身近な地域で健康づくりに取り組めるよう、教室や講座等を開催するとともに、健康生活支援業者と連携し、自ら健康づくりに取り組むよう支援していきます。	市 医師会 関係団体

¹⁵ 腹囲が基準値(男性 85cm、女性 90cm) 以上かつ高血糖・高血圧・脂質代謝異常のうち2つ以上が当てはまる状態。

¹⁶ 40 歳から 74 歳の医療保険加入者を対象に実施されるメタボリックシンドローム (内臓脂肪症候群) に着目した健康診査 (特定健康診査) 及び保健指導 (特定保健指導)

¹⁷ 健康づくりに関心のある市民を募り、行政とともに市民が楽しく主体的に健康づくりに取り組めるよう、ウォーキングをはじめ様々な活動を行うボランティア。

(4)誰もが利用しやすい施設を広げる

施策のねらい

日常生活を送るだけでなく、地域参加・地域活動を行ううえでも、活動の拠点となる施設が必要です。障害の有無や年齢に関わらず、誰もが遠慮することなく公共施設や交通機関を利用できるよう、バリアフリー¹⁸化を推し進めていきます。

また、福祉ふれあいセンターや福祉総合相談センター等に関しては、設備面だけでなく内容の充実にも力を入れていきます。

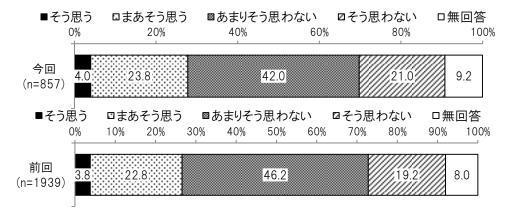
現況

公共施設や交通機関などが、高齢者や障害のある人などの利用に"配慮されている"(「そう思う」+「まあそう思う」)と回答した人は27.8%と、前回と大きな違いはみられません。

市民ニーズを真摯に受け止めながら、施設のソフト・ハードの両面から誰もが利用しやすい施設にしていく必要があります。

図表 6 公共施設や公共機関等のバリアフリーについて

⑮公共施設や交通機関などが、高齢者や障害のある人などの利用に配慮されている



¹⁸ 高齢者や障害者等が安全に安心して暮らせるように、妨げとなる障壁を取り除くこと。建物や道路の段差解消や手すり、スロープの設置等の物理的なものをはじめ、制度的、心理的なものや、情報に関するもの等多岐に渡る。

施策の方向

●地域活動および総合相談拠点の活動を充実します

取り組み	取り組み内容	主な活動主体
拠点施設の利活用の推進	福祉ふれあいセンターや福祉総合 相談センターの体制を強化するとと もに、地域住民への周知・啓発に努めます。	市
市内各地での相談体制の構築	市内7か所に地域包括支援センターを設置し、高齢者やその家族を生活・介護・医療・住まいなど、さまざまな面から包括的に支援していきます。	市地域包括支援センター

ロ 福祉ふれあいセンター



●公共施設等におけるバリアフリー化を進めます

取り組み	取り組み内容	主な活動主体
施設管理者等への啓発	障害者差別解消法 ¹⁹ に基づいて、本 市でも当事者の視点に立ち、合理的配 慮を推進していくために、意見を伝え る機会を設けていきます。	市
建築確認の実施	本市が受付をする建築確認申請に 伴う県バリアフリー条例の届出に関 して適切な指導を行うとともに、届出 義務のない公益的施設に関しても指 導を行っていきます。	市県
公共施設のバリア フリー化	公共施設のオストメイトトイレ ²⁰ 設置や、社会体育施設等のバリアフリー化をはじめ、利用者にとってより効果的なバリアフリー化を推進するため、情報提供やニーズの把握、市民が直接参画できる機会の充実に力を入れていきます。	市企業

□ いしかわ支え合い駐車場



¹⁹ 障害の有無に関わらず、誰もが生き生きと暮らすことができるように、国、地方公共団体、事業者が障害を理由にサービスの提供を制限・拒否することを禁じ(「不当な差別的取扱いの禁止」)、障害者から要請があった場合に、社会の中にあるバリアを取り除くための対応にあたること(「合理的配慮の提供」)を定める法律。

²⁰ がんや事故などによって、腹部に人工肛門や人口膀胱をつくる手術を受けた方(オストメイト)が 利用できる洗浄機能等を備えたトイレ。

3 誰もが安心して暮らせる仕組みを充実させよう



こんな姿をめざしたい!

- ① 誰もが安心して、いつまでも身近な地域で住み続けられるまちをつくりたい!
- ② 福祉に関する悩みや困りごとを一人で抱えないまちをつくりたい!
- ③ 見守り・助け合いがしやすい仕組みを整えたい!

(1)情報提供・相談支援の体制をつくる

施策のねらい

どれだけ便利なサービスや制度があったとしても、必要とする市民にその情報が届かなければ意味がありません。一人ひとりの状況や抱える課題に見合った支援が行き渡るよう、情報発信や窓口設置の仕方に工夫が必要です。

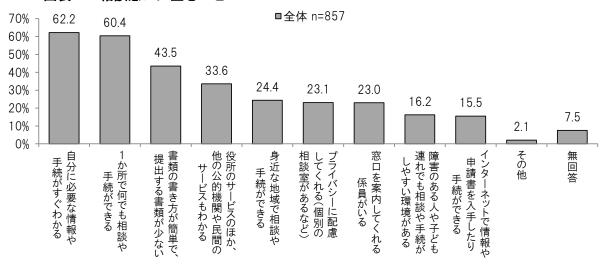
また、福祉に関する情報は、一人ひとりの年齢や障害の有無、生活様式に捉われることなく提供されることが必要です。障害の内容に合わせたコミュニケーション支援等を継続して実施していきます。

現況

相談窓口に望むことについて、「自分に必要な情報や手続がすぐわかる」が62.2%、「1か所で何でも相談や手続ができる」が60.4%となっています。

誰が見てもわかりやすい情報提供や、ワンストップサービス²¹の充実が求められています。

図表 7 相談窓口に望むこと



施策の方向

●情報提供を充実します

取り組み	取り組み内容	主な活動主体
情報提供の充実	地域福祉の推進のため、広報紙やホームページ、SNS等を活用した情報提供を充実し、保健・医療・福祉サービス等の周知を図っていきます。	市 社会福祉協議会 公民館 医師会
障害のある人のコ ミュニケーション 支援	会議・講演会の開催時や通院時には 手話通訳や要約筆記者の派遣等、一人 ひとりに合わせた支援を行います。	市

^{21 1}か所の窓口において相談・申請やサービス調整ができるようにするサービス。

●相談支援体制を充実します

取り組み	取り組み内容	主な活動主体
身近な相談体制の 充実	地区社会福祉協議会や民生委員児 童委員等を対象に、研修会や講習会を 実施するとともに、それぞれの関係づ くりに努めることで、身近な相談窓口 として円滑に適切な対応を提供でき る体制を整えます。	市 社会福祉協議会 民生委員児童委員
総合的な相談体制の充実	福祉に関する相談を総合的に行う 福祉総合相談センターの周知を図り ながら、児童福祉や高齢者福祉、障害 者福祉等、分野ごとの連携をより深め ていきます。	市 地域包括支援センター 社会福祉協議会 各種専門機関



(2)安心して生活できる環境を整える

施策のねらい

充実した地域福祉環境を実現するためには、多様な課題に対応できる公的サービスが必要不可欠です。子育て、介護、障害等、様々な福祉ニーズを注視し、地域住民にとって必要となるサービスを提供していきます。

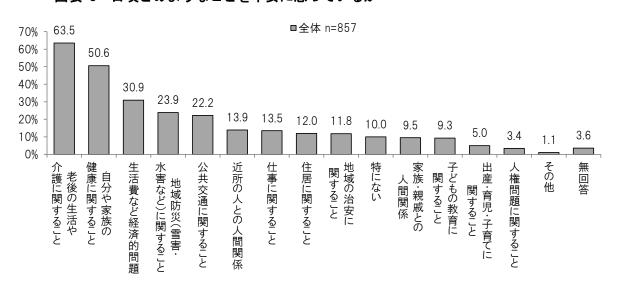
また、サービスを提供して支えるだけでなく、就労等の自立を支援することも福祉と捉え、関係機関と連携し、施策を展開します。

現況

日常生活の中で日頃不安に思っていることについて、「老後の生活や介護に関すること」が63.5%、「自分や家族の健康に関すること」が50.6%となっています。

今後ますます高齢化が進んでいくことが予想されるなかで、高齢者に対する福祉 サービスの在り方、取り組み方について一層熟慮し、高齢者が心身ともに健やかに 過ごせる地域を目指すことが必要です。

図表 8 日頃どのようなことを不安に思っているか



●各種福祉サービスを充実します

取り組み	取り組み内容	主な活動主体
児童福祉サービス	子育て支援センター ²² や子育てひろは ²³ の利用促進を図るとともに、子育てサークルやマイ保育園・マイ幼稚園事業 ²⁴ を充実し、未就園児童の家庭保育を支援します。また、延長保育や病児保育等の保育サービス、ファミリーサポートセンター ²⁵ 事業、放課後児童クラブ ²⁶ 、児童館・児童センターの利用環境の整備等、サービスの充実を図ります。さらに、ひとり親家庭に対する子育て支援の充実を図ります。	市 子育て機関 関係団体
高齢者福祉サービス	地域住民が主体となり身近な地域で介護予防に取り組むことで、活動的で生きがいのある生活を送ることができるよう支援します。また、誰もができる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療・介護等の関係機関の連携・協働体制の充実を図ります。さらに、既存の公的サービスでは対応できない日常生活の課題について、NPO や民間企業等多様な主体によるサービスが提供される仕組みをつくっていきます。	市 社会福祉協議会 事業所

²² 育児相談や子育て情報の提供、一時預かり、休日保育、育児サークルの支援等、子育て世帯を総合的に支援し、子育てに対する不安の解消や親子同士の交流促進等を図る施設。

²³ 未就園児をはじめとする子どもやその家族が気軽に集いコミュニケーションをとることや、子育てに関する相談等ができる場所。季節ごとの行事なども開催される。

²⁴ 在宅保育をしている家庭や妊婦を対象に、身近な保育所(園)や幼稚園で子育て相談や育児見学・ 一時保育を行い、様々な不安の解消を支援する事業。

²⁵ 子育ての援助をしてほしい方(依頼会員)に子育ての援助のできる方(協力会員)を紹介し、地域 ぐるみの子育てを支援する事業。会員を対象とした講習や交流会等も開催している。

 $^{^{26}}$ 就業等により親が昼間家を空ける家庭の児童(小学校 $1\sim3$ 年生)を、放課後や夏休み等の間保育する場。働きながら子育てをする世帯を支援するとともに、子どもの社会性や協調性を育む場にもなっている。

取り組み	取り組み内容	主な活動主体
障害者福祉 サービス	サービスの受給者一人ひとりに合った利用計画の作成と、それに基づいた適切なサービスの支給を行っていきます。 また、地域移行・地域定着のための基幹相談支援センターや地域生活支援拠点の設立にも取り組んでいきます。	市事業所

●就労支援を充実します

取り組み	取り組み内容	主な活動主体
就労支援体制の 充実	求人に関する情報提供の充実や関係機関との連携強化、相談体制の充 実、優良事業所の表彰及び支援サービ スの拡充等に取り組んでいきます。	市 事業所 就労支援機関
事業所・関係機関との連携強化	市内企業や地域住民に対して、育児・介護休業制度や障害者雇用納付金等の制度の周知・啓発を行うことで、子育て家庭や高齢者、障害のある人に配慮した労働環境の整備を推進していきます。 また、白山市シルバー人材センターにおいて、会員の拡大や就業機会の拡大に努めていきます。 さらに、福祉・企業セミナーなどの支援体制の拡充に努めていきます。	市 事業所 就労支援機関

(3) 支援が必要な人を見守る

施策のねらい

これまで、支援が必要となる人を地域全体で見守る仕組みとして、関係機関や地域住民が連携した見守りネットワークについて検討してきました。

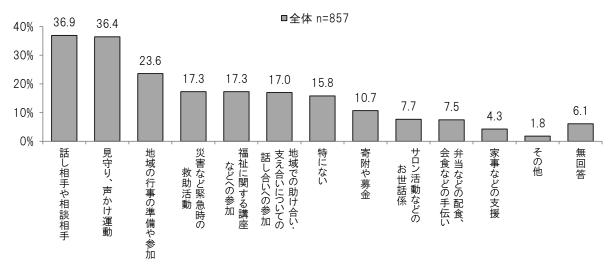
認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加等、見守りや支援が必要な人は今後も 増加することが見込まれます。ネットワークの強化・普及とともに、児童・高齢者・ 障害者の虐待や権利侵害に対応した公的支援を推進します。

現況

地域で人々が安心して暮らせるように、回答者自身にできることについて、「話し相手や相談相手」が36.9%、「見守り、声かけ運動」が36.4%となっています。

見守りネットワークの重要な主体は地域住民一人ひとりであり、さらなる意識の向上を図るとともに、現在"できる"と回答のあった取り組みをどのように実行に導くか、検討していくことが必要です。

図表 9 地域のために、回答者自身にできること

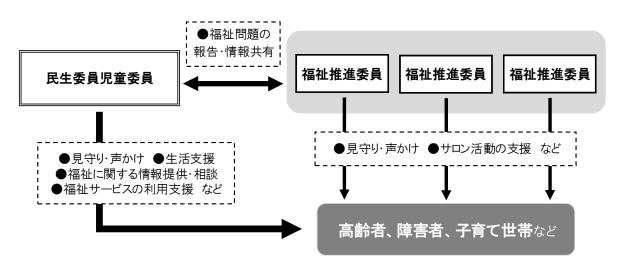


施策の方向

●地域住民による見守りネットワークづくりを進めます

取り組み	取り組み内容	主な活動主体
【重点施策②】 地域住民による見 守りや支援のネッ トワークの推進	地域住民が民生委員児童委員や福祉推進委員等と連携・協力しながら、 支援を必要とする人たちを支え合い、 助け合える環境づくりを進めるため、 地域住民の意識の醸成を図っていき ます。	市 社会福祉協議会 町内会 民生委員児童委員 福祉推進委員 地域住民
「はいかい高齢者 等安心ネットワー ク」の推進	徘徊に備えて情報(住所、氏名、顔写真、身体の特徴)を登録する利用者の拡大に努めつつ、ネットワークの連携強化や、認知症についての理解を深めることを目的とした普及・啓発活動に力を入れていきます。	市 社会福祉協議会 町内会 地域住民 警察 事業所 企業
民生委員児童委員、福祉推進委員、 町内会等による見 守り活動	高齢者等の実態調査を通しニーズ を把握したうえで、町内会や地域住民 等との連携を図りながら、見守り活動 を行っていきます。	町内会 民生委員児童委員 福祉推進委員

■民生委員児童委員および福祉推進委員の役割イメージ



●いじめ・虐待・DV防止対策を進めます

取り組み	取り組み内容	主な活動主体
虐待・DV 防止の 啓発	市民向けのパンフレットや音声告知放送等を活用し周知・啓発に努めるとともに、虐待の発見・通報・支援などを円滑に行っていくために関係機関との連携を強化していきます。	市 地域包括支援センター 民生委員児童委員 警察 地域住民
虐待防止ネットワ ークの強化	白山市虐待防止ネットワーク運営 委員会の充実を図り、虐待の防止や早 期発見及び迅速で適切な対応に努め るとともに、家族に対する支援にも努 めていきます。	市・県 社会福祉協議会 民生委員児童委員 医師会 警察、地域住民 各種専門機関
いじめ防止対策の推進	いじめをどこでも、誰にでも起こり 得る問題として捉え、子どもたちのさ さいな変化やサインを見逃さないよ う目を配っていくとともに、相談体制 の充実を図っていきます。	市 学校 各種専門機関



●権利擁護の支援体制を構築します

取り組み	取り組み内容	主な活動主体
成年後見制度 ²⁷ の 啓発	成年後見制度の周知・啓発に努めていきます。	市 地域包括支援センター 社会福祉協議会 司法関係機関
福祉サービス利用 支援事業(日常生 活自立支援事業)	認知症や障害があり、判断能力が十分でない人に対して、福祉サービスの利用支援を展開していきます。利用者一人ひとりの状況に合った細やかな支援を実現するため、関係機関との連携も深めていきます。	市社会福祉協議会
子どもの権利の推進	子ども自身の権利が尊重・保障されることの重要性について、子どもだけでなく保護者を含めたおとなに対する周知・啓発を推進するとともに、「子ども相談室」や「子ども会議」等の充実に力を入れ、子どもたちそれぞれが一人の人間として重んじられる環境を整えていきます。	市 民生委員児童委員 関係団体

□ 成年後見制度研修





²⁷ 認知症高齢者や知的障害及び精神障害のある方など、判断能力が不十分な人を悪徳商法や不利益な 契約等から守るため、家庭裁判所が成年後見人等を選任し、財産や契約、協議等の管理・支援を行 う制度。

●生活に困難を抱える方への支援を進めます

取り組み	取り組み内容	主な活動主体
【 重点施策 ③】 自立相談支援の 充実	生活困窮者だけでなく、大人のひきこもりの方など、様々な理由によって就労・自立が困難となった方なども対象として、ワンストップ型の相談窓口の設置をはじめ、一人ひとりの状況に合った自立支援計画の作成等、包括的な相談支援を行っていきます。 また、社会福祉協議会で行っている生活福祉資金貸付制度も並行して活用することで、より効果的な支援を行います。	市 社会福祉協議会
就労準備・ 就労訓練	生活困窮者それぞれの段階に見合った就労準備・就労訓練を提案し、関係機関等との連携をとりながら、安定した生活が送れるように支援していきます。	市



取り組み	取り組み内容	主な活動主体
生活学習支援の充実	家庭の経済状況等の問題によって 十分に教育を受けられない子どもを 対象に、学習教室を開校したり、進路 指導も含めた相談支援等を進めてい きます。 また、「食事」を通じて、孤立や困 窮を抱える子どもたちを見守り、多人 数で食卓を囲む楽しさを体験しても らうとともに、子どもの居場所を提供 するために「子ども食堂」を実施して いきます。	市

□ 子ども食堂



(4) 緊急・災害時の助け合いの体制をつくる

施策のねらい

日本は、平成 23 年の東日本大震災や平成 28 年の熊本地震、その他多くの地震・台風による災害に見舞われています。これらの災害を対岸の火事だと捉えず、市民ー人ひとりが、それぞれの地域でどのような対策を日常的に行わなければならないか、自覚し行動することが求められています。

自主防災組織の活動支援や避難行動要支援者名簿の整備・活用を推進し、災害に強い地域づくりを進めます。

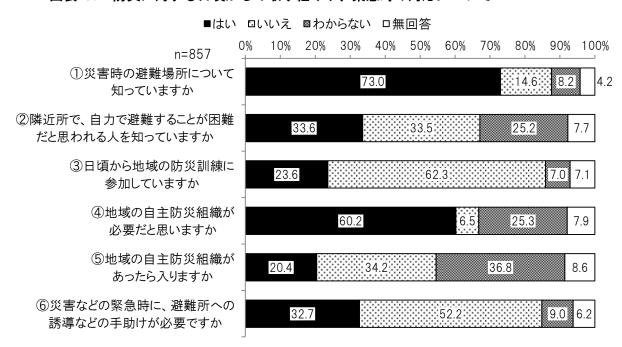
現況

"日頃から地域の防災訓練に参加している"人は23.6%となっています。

また、"地域の自主防災組織が必要だと思う"人が60.2%であるのに対し、"地域の自主防災組織があったら入る"人は20.4%となっています。

災害への備えに対して地域住民が積極的に輪に加わるよう、啓発を行うとともに、 参加しやすい環境づくりが必要です。

図表 10 防災に対する日頃からの取り組みや、緊急時の対応について



施策の方向

●自主防災組織活動を促進します

取り組み	取り組み内容	主な活動主体
自主防災組織の育成	防災訓練や各種災害に対する研修会を行うことにより、市民の防災意識の高揚を図ります。 また、自主防災組織のリーダーの養成や、地域防災力向上に向け、地区単位での自主防災組織の結成に向けた啓発等に取り組みます。	市 消防署 町内会
自主防災組織の支援	町内会や自主防災組織に対して、消火栓の取り扱いなど、より実践的な防災訓練の積極的な支援に努めるとともに、自主防災組織の活動に必要な資機材の整備について助成を行います。	市 消防署 町内会

●要支援者対策を進めます

取り組み	取り組み内容	主な活動主体
避難行動要支援者 名簿の整備	避難行動要支援者名簿をもとに、災害時における安否確認や緊急時の対応のための個別計画の策定に向けた啓発活動や、町内会・自主防災組織との協定を結んでいきます。	市 町内会 民生委員児童委員
【 重点施策 ④】 災害時における 支援体制の整備	訓練等を通じて、災害時の避難活動 や避難生活において、地域住民同士で 的確に支援できる体制づくりを進め ます。 さらに、医療支援が必要な人の情報 を集約し、災害発生時の速やかな援助 体制の構築に努めます。	市 町内会 民生委員児童委員 医師会

●緊急・災害時対策を進めます

TO METANON				
取り組み	取り組み内容	主な活動主体		
防災体制の整備	様々な災害に対応するため、地域防災計画及び各種災害マニュアルを見直すとともに、避難情報の内容等の周知徹底を図ります。 また、緊急時の情報発信については、防災行政無線のほか、緊急速報メールや市メール配信サービス、Facebook等様々な情報伝達手段を利用し、市民に対し迅速かつ正確な情報発信に努めます。	市消防署		
福祉避難所 ²⁸ の 拡充	設備と機能を備えた施設を福祉避難所として整備することを検討していくとともに、白山市福祉避難所運営マニュアルを作成し、災害時に円滑に運営を行えるよう避難所運営訓練等を実施していきます。	市事業所		
災害ボランティア の推進	実態に即した災害ボランティアセンター運営マニュアルの見直しや、定期的な運営訓練の実施、関係団体との連絡会・研修会等の開催、地域住民への周知・啓発に取り組んでいきます。	市 社会福祉協議会 ボランティア団体		

□ 防災訓練



²⁸ 災害時において、高齢者や障害者、乳幼児等の特に配慮を必要とされる方(要支援者)を受け入れ る避難所。

第4章 地域福祉の推進体制



1 計画の推進体制

計画推進のためには、行政の取り組みだけでなく、地域住民や地域活動を行うボランティア、事業者等、幅広い主体との連携、協働が必要となります。

本市の地域福祉推進にあたって各主体が担うべき役割は以下のとおりです。

(1) 地域住民の役割

地域住民は、地域福祉を自分ごととして捉え、地域のつながりを深めるためには どのようなことができるのか考えることが必要です。地域のつながりを深めること は、自身の生活の質を高めることにも寄与します。

積極的に自らの地域のことを知り、地域活動等の参加により関係をつくることを 目指すことが必要です。

(2) ボランティア・事業者の役割

公的な支援だけでは、多様な要支援者の支援ニーズを充足することができません。 ボランティアや事業者は、これらの公的支援を補完できる貴重な社会福祉の担い手 です。

福祉の専門性を高め、活動の継続性を維持し、地域福祉の向上に寄与できる取り組みを実施することが求められています。

(3) 市社会福祉協議会の役割

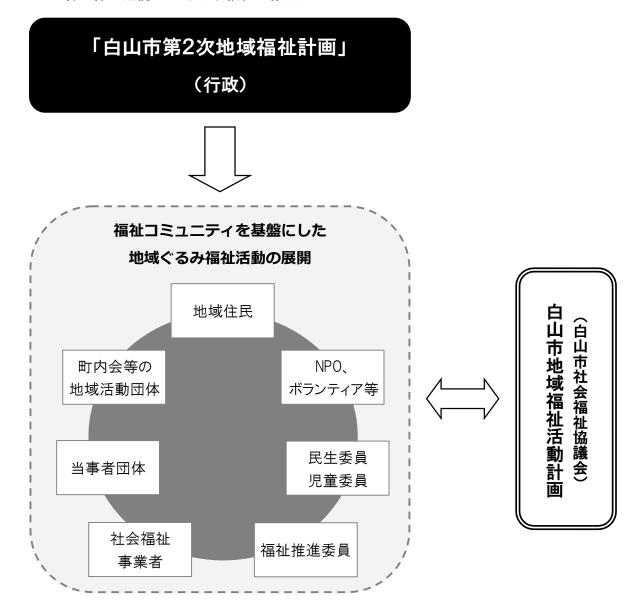
社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図る中核として位置づけられ、民生委員児 童委員、社会福祉施設等の関係者や保健・医療・教育など関係機関の参加・協力の もと、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進するための組織です。

行政と協働で本計画の推進を担うとともに、多様な主体が地域福祉に参画できるようコーディネートを実施したり、地域福祉の取り組みの主体として積極的に参画するリーダーとして活動することが求められます。

(4) 行政の役割

行政は、地域住民や関係団体等の自主的な取り組みを様々な形で支援するため、 町内会、市社会福祉協議会、民生委員児童委員、福祉推進委員、当事者団体、ボランティア団体等の関係機関・団体の役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図り、 地域福祉活動を促進させるための支援を行います。

■各主体の連携による地域福祉の推進イメージ



2 計画の進捗管理

■循環型のマネジメントサイクル(PDCAサイクル)

計画で掲げた方向性や施策については、進捗を客観的に評価し、適切な見直しを 行っていく必要があります。

評価主体として学識経験者や市内の関係機関、関係団体から構成される「白山市 地域福祉推進委員会(仮称)」を設置し、市社会福祉協議会との連携のもと、PD CAサイクルの考え方に則った進捗管理を実施します。



計画

·地域福祉計画 の改定





改善。 見貸し

・計画の改善、 見直し

地域福祉推進委員会(仮称) 市 社会福祉協議会

寒脆

- ・施策の推進
- ・事業の実施







- ・施策の実施状況評価
- ·課題分析

資料編



1 白山市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成23年1月25日 白山市告示第9号の2

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき、白山市地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)を策定するため、白山市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、地域福祉計画の策定及びこれに付随する事項について検討及び協議する。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 関係団体の代表者
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) 公募による者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から地域福祉計画の策定が終了する日までの期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事会)

- 第7条 委員会に、所掌事務の詳細事項を検討するため、幹事会を置くことができる。
- 2 幹事長は、健康福祉部長をもって充てる。
- 3 副幹事長は、健康福祉部生活支援課長をもって充てる。
- 4 幹事は、職員のうちから、市長が任命する。
- 5 幹事長は、幹事会を代表し、幹事会を統括する。
- 6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部生活支援課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成28年7月7日告示第218号)

この告示は、公表の日から施行する。

2 第2次白山市地域福祉計画策定委員会名簿

区分	氏名			役職等	地区	
1号委員 (学識経験者)	○柴	田	紀	子	金城大学社会福祉学部 教授	
	①小	西	貞	義	白山市社会福祉協議会 会長	松任
	Л	原	三章		民生委員児童委員協議会 理事	美川
	舟	田	静	子	老人クラブ連合会 理事	松任
2号委員 (関係団体の代表)	長名	川名	直	_	身体障害者団体連合会 副会長	鶴来
	田	村	静	子	健康づくり推進員連絡協議会 副会長	松任
	中	田	篤	子	女性協議会 副会長	松任
	中	村	征	機	鳥越地区社会福祉協議会 会長	鳥越
3 号委員 (関係行政機関の職員)	細	木	信	哉	石川県健康福祉部厚生政策課 課長補佐 地域福祉グループ グループリーダー	
4号委員	楠		啓	子	公募委員	松任
(公募による者)	明	正	晋	_	公募委員	美川

^{※ ◎}は委員長、○は副委員長

3 白山市地域福祉計画の策定経過

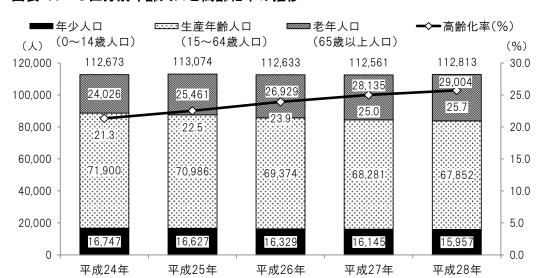
時期	会議等	主な内容
平成 28 年	第1回策定委員会	・市長の諮問
7月15日(金)		・アンケート調査票(案)について
		・計画策定について
8月23日(火)	アンケート調査実施	・調査対象者:20 歳以上の市民 2,000 人
~9月12日(月)		(無作為抽出)
		・調査方法:郵送による配布・回収
10月27日(木)	第2回策定委員会	・アンケート調査の結果について
		・事業実施状況について
		・施策体系(案)について
11月10日(木)	第1回ワーキング	・実施事業の確認
11月22日(火)	第3回策定委員会	・計画の素案について
11月28日(月)	文教福祉常任委員会	・計画原案についての報告
12月13日 (火)	文教福祉常任委員会	・計画原案についての報告
12月20日(火)	市議会全員協議会	・計画原案についての報告
12月22日 (木)	第2回ワーキング	・計画(案)の検討
平成 29 年	パブリックコメント	・市ホームページや市役所本庁、支所、市民
1月4日(水)		サービスセンターでの閲覧
~1月20日(金)		
1月27日(金)	第3回ワーキング	・計画(案)の確認
2月28日 (火)	第4回策定委員会	・パブリックコメントの回答
		・計画案の決定
3月16日(木)	文教福祉常任委員会	・計画案についての報告
3月23日(木)	答申	・市長への答申
3月24日(金)	市議会全員協議会	・計画案についての報告

4 人口·世帯

(1)人口の推移

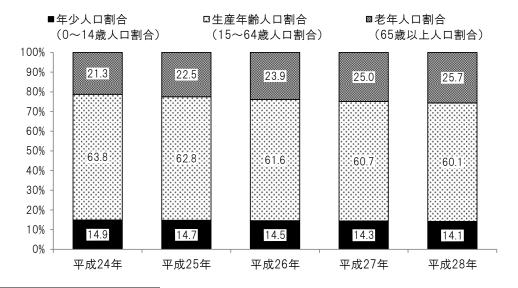
3区分別年齢人口と高齢化率の推移をみると、老年人口が増加傾向にあり、平成24年から平成28年にかけて約5,000人増加しています。また、高齢化率も上昇を続け、平成27年以降は約4人に1人が高齢者となっています。

3区分別年齢人口割合の推移をみると、老年人口割合が上昇傾向にある一方で、 年少人口割合と生産年齢人口割合は低下傾向となっています。



図表 11 3区分別年齢人口と高齢化率の推移29





²⁹ 白山市の統計(各年3月31日現在)

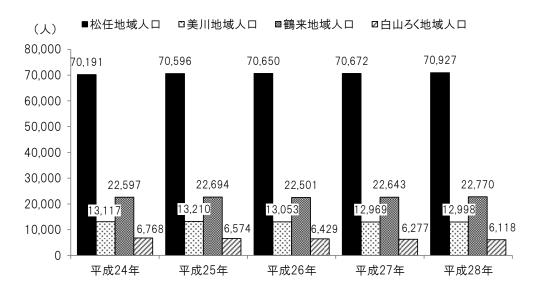
³⁰ 白山市の統計(各年3月31日現在)

(2) 地域別人口

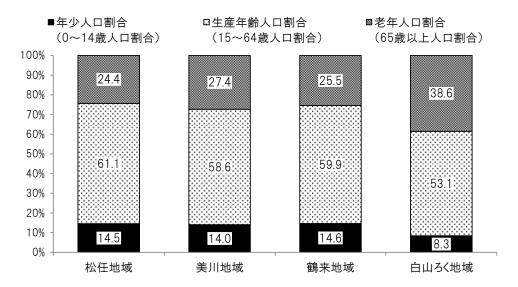
地域別人口の推移をみると、松任地域人口が増加を続ける一方で、白山ろく地域人口が減少し続けており、平成 24 年から平成 28 年にかけて約1割減となっています。

地域別年齢(3区分)別人口をみると、白山ろく地域では、年少人口割合が8.3%、 老年人口割合が38.6%となっており、他の地域よりもさらに少子高齢化が進行しています。

図表 13 地域別人口の推移31



図表 14 地域別年齢(3区分)別人口32

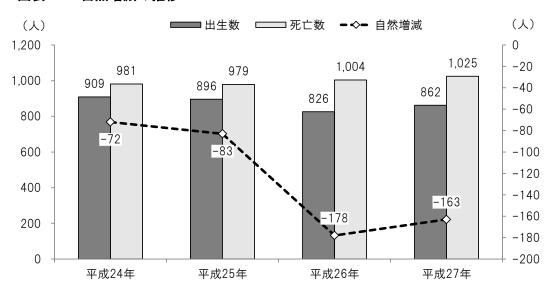


³¹ 白山市の統計(各年3月31日現在)

³² 白山市の統計(平成28年3月31日現在)

(3) 自然増減の推移

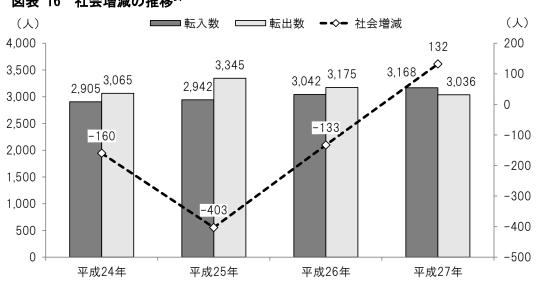
自然増減の推移をみると、自然減の状態が続いており、平成27年は163人減 となっています。



図表 15 自然増減の推移33

(4) 社会増減の推移

社会増減の推移をみると、転入数は増加傾向、転出数は減少傾向にあり、平成 27年は社会増に転じています。



図表 16 社会増減の推移34

³³ 石川県の人口と世帯(前年10月1日~当年9月30日まで)

³⁴ 石川県の人口と世帯(前年10月1日~当年9月30日まで)

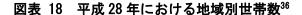
(5) 世帯数の推移

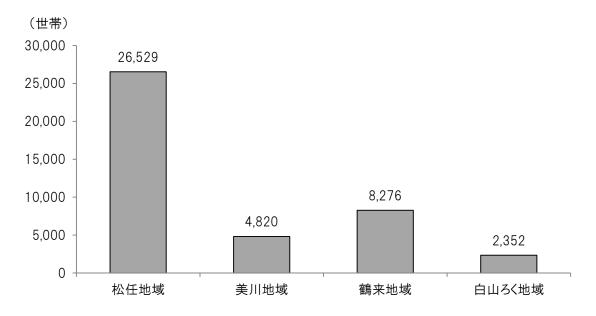
世帯数の推移をみると、世帯数は増加傾向にあり、一方で世帯あたり人員数は減少傾向となっています。

平成 28 年における地域別世帯数をみると、松任地域が 26,529 世帯と最も多く、白山ろく地域が 2,352 世帯と最も少なくなっています。

(人) (世帯) ■ 世帯数 - ◆ 世帯あたり人員数 45,000 41,785 4.00 41,135 40,676 40.358 40,000 3.50 35,000 3.00 **\rightarrow** 30,000 • 2.50 2.81 2.78 2.74 2.70 25,000 2.00 20,000 1.50 15,000 1.00 10,000 0.50 5,000 0.00 平成24年 平成25年 平成26年 平成27年

図表 17 世帯数の推移35





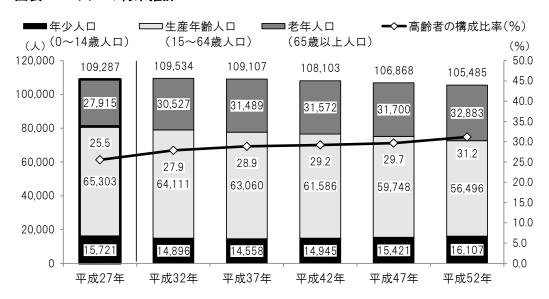
³⁵ 白山市の統計(各年12月31日現在)

³⁶ 白山市の統計(平成28年3月31日現在)

(6) 人口の将来推計

人口推計をみると、老年人口は増加、生産年齢人口は減少していくことが見込まれます。それに伴い、高齢者の構成比率も上昇していくことが予測されます。

図表 19 人口の将来推計37



平成 32~52 年:「白山市人口ビジョン」に基づく推計値

(端数処理をしているため、合計が一致しない場合がある)

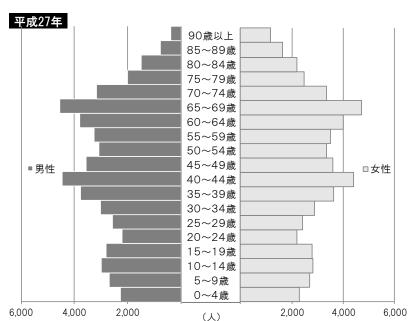
³⁷ 平成 27 年: 国勢調査 (平成 27 年 10 月 1 日現在)

[※]平成27年の総人口には「年齢不詳」の人口を含むため、年齢別人口を合計したものと総人口は 一致しない。割合は分母から「年齢不詳」を除いて算出している。

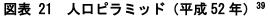
(7) 人口ピラミッド

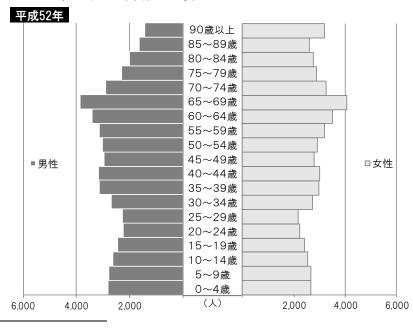
平成 27 年の人口ピラミッドをみると、第一次ベビーブーム世代(1947 年~1949 年生まれ)や第二次ベビーブーム世代(1971 年~1974 年生まれ)を含む「65~69 歳」と「40~44 歳」が男女ともに 4,000 人を超えています。

平成52年の人口ピラミッドをみると、高齢者人口の増加と生産年齢人口の減少が見込まれます。



図表 20 人口ピラミッド (平成 27 年) 38





³⁸ 国勢調査 (平成 27 年 10 月 1 日現在) ※「年齢不詳」は含まず

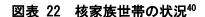
^{39 「}白山市人口ビジョン」に基づく推計値

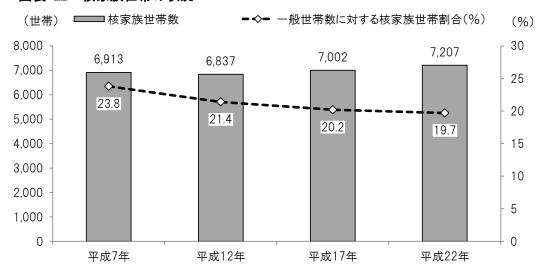
5 子ども・高齢者・障害のある人や健康を取り巻く状況

(1) 子どもの状況

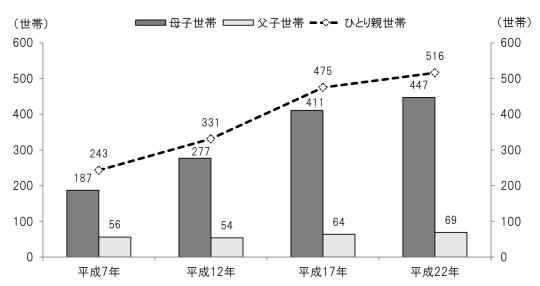
核家族世帯の状況をみると、核家族世帯数は平成 12年以降増加傾向にあります。 その一方で、一般世帯数に対する核家族世帯割合は低下傾向にあり、平成 22 年は 2割を切っています。

ひとり親世帯の状況をみると、年々増加を続けています。特に母子世帯は平成7 年から平成22年にかけて約2.4倍となっています。





図表 23 ひとり親世帯の状況41



⁴⁰ 国勢調査(各年 10 月 1 日現在)

⁴¹ 国勢調査(各年10月1日現在)

□ 学校教育施設・児童生徒数の状況

学校教育施設・児童生徒数の状況をみると、保育所(園)、認定こども園の施設数は31か所となっており、入所児童数は3,588人となっています。また、幼稚園は6か所で768人、小学校は19校で6,599人、中学校は9校で3,455人となっています。

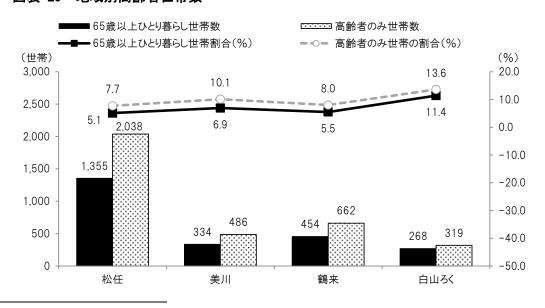
以夜 24 子校教育M設"优里生证数少认流"	図表	24	学校教育施設:	·児童生徒数の状況 ⁴²
------------------------	----	----	---------	-------------------------

	施設数	学級数	園児・児童・ 生徒・学生数
保育所(園)、 認定こども園	31 か所	200 学級	3, 588 人
幼稚園	6 か所	37 学級	768 人
小学校	19 校	242 (40) 学級	6, 599 人
中学校	9 校	100(17)学級	3, 455 人

(2) 高齢者の状況

地域別高齢者世帯数をみると、地域別総世帯数に占める 65 歳以上ひとり暮らし世帯の割合は、松任地域で 5.1%、白山ろく地域は 11.4%となっています。また、地域別総世帯数に占める高齢者のみ世帯の割合は、白山ろく地域が 13.6%と最も高く、最も低い松任地域 (7.7%) と 5.9 ポイント差となっています。

図表 25 地域別高齢者世帯数43

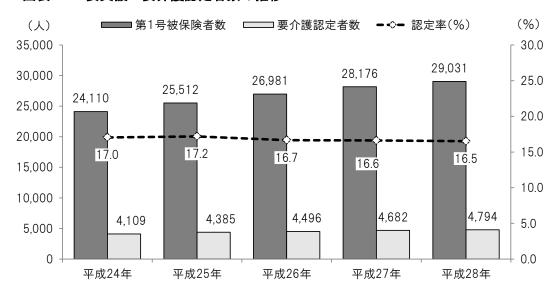


⁴² 白山市こども子育て課(平成 28 年 5 月 1 日現在)、学級数の () は特別支援学級

⁴³ 白山市長寿介護課(平成28年4月1日現在)

要支援・要介護認定者数の推移をみると、要介護認定者数は年々増加しており、 平成 24 年から平成 28 年にかけて 700 人弱増加しています。また、認定率はわずかに低下傾向となっています。

図表 26 要支援・要介護認定者数の推移44



44 白山市長寿介護課(各年3月31日現在)

_

(3) 障害のある人の状況

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付数の推移をみると、 平成28年において、身体障害者手帳所持者は3,935人、療育手帳所持者は730 人、精神障害者保健福祉手帳所持者は679人となっています。

図表 27 身体障害者手帳交付数の推移45

(人)

	視覚障害	聴覚・ 平衡障害	音声・言語 そしゃく 機能障害	肢体 不自由	内部障害	盐
平成 24 年	209	263	41	2, 336	1, 078	3, 927
平成 25 年	197	260	41	2, 377	1, 112	3, 987
平成 26 年	196	254	43	2, 399	1, 123	4, 015
平成 27 年	194	257	40	2, 366	1, 121	3, 978
平成 28 年	199	270	44	2, 294	1, 128	3, 935

図表 28 療育手帳交付数の推移46

(人)

	判定A	判定B	Ħ
平成 24 年	291	369	660
平成 25 年	289	391	680
平成 26 年	300	405	705
平成 27 年	298	439	737
平成 28 年	280	450	730

図表 29 精神障害者保健福祉手帳交付数の推移47

(人)

	1級	2級	3級	Ħ
平成 24 年	44	393	70	507
平成 25 年	41	422	82	545
平成 26 年	41	482	85	608
平成 27 年	37	502	89	628
平成 28 年	36	546	97	679

⁴⁵ 白山市障害福祉課(各年4月1日現在)

⁴⁶ 白山市障害福祉課(各年4月1日現在)

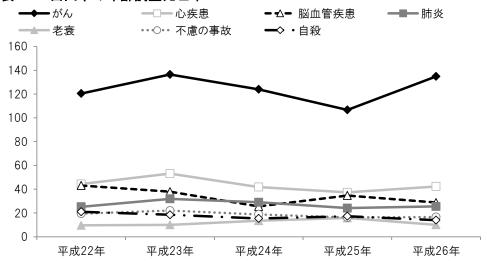
⁴⁷ 白山市障害福祉課(各年4月1日現在)

(4)健康の状況

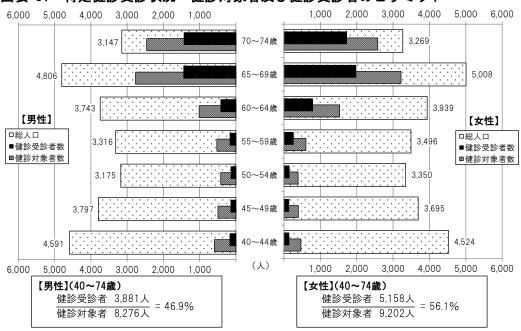
白山市の年齢調整死亡率⁴⁸をみると、死亡原因のなかでがんが最も多く、次いで 心疾患、脳血管疾患となっています。

特定健診受診状況〜健診対象者及び健診受診者のピラミッドをみると、平成27年度白山市国保加入者の特定健診受診率は51.7%となっており、男性の受診率は女性よりも低く、特に55歳から64歳にかけて差が10ポイント以上になっています。





図表 31 特定健診受診状況~健診対象者及び健診受診者のピラミッド50



⁴⁸ 年齢構成の異なる地域間で死亡状況の比較ができるように年齢構成を調整しそろえた死亡率

_

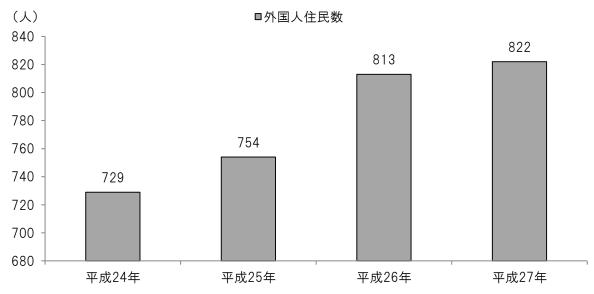
⁴⁹ 石川県 衛生統計年報

⁵⁰ 健診受診者数及び健診対象者数:平成 27 年度国保被保険者の健診受診 法定報告数総人口:住民基本台帳(平成 28 年 3 月 31 日現在)

(5) 外国人住民数の推移

外国人住民数は年々増加しており、平成 24 年から平成 27 年にかけて、約 100 人増となっています。

図表 32 外国人住民数の推移51



-

⁵¹ 白山市の統計(各年 12月 31 日現在)

6 福祉避難所一覧

No.	施設名	所在地
1	松美苑	笠間町 1738 番地
2	つるべ荘	一塚町 1351 番地 1
3	福寿園	山島台四丁目 100 番地
4	キラッと篤寿苑	平加町又 110番地 1
5	あじさいの郷	明島町春 130 番地
6	大門園	佐良口 123 番地
7	美杉の郷	桑島 4 号 87 番地 5
8	かんじん	野々市市新庄2丁目45番地
9	富樫苑	野々市市中林4丁目62番地
10	キラッと美川	美川和波町ワ76番地2
11	千代野苑	米永町 303 番地 5
12	なごみ苑	米永町 300 番地 2
13	あんじん	野々市市新庄2丁目30番地
14	あんじん川北	川北町壱ツ屋 195 番地
15	ケアハウス 剣崎	剣崎町 1488 番地
16	ケアハウス まっとう	山島台四丁目 110 番地
17	ケアハウス 鳥越	若原町甲 86 番地
18	ケアハウス キラッと白山	美川和波町力 1 番地 3
19	グループホーム ほたる	石同新町 155 番地
20	グループホーム あいけむ	宮保町 1160 番地 4
21	ほほえみホーム	米永町 303 番地 5
22	ぐるーぷほーむ 暖暖	北安田町 5380 番地
23	グループホーム 遊子苑	乙丸町 484 番地 2
24	グループホーム キラッと篤寿苑	平加町又 110番地 1
25	グループホーム あすか	月橋町 405 番地
26	グループホーム ぼたん	明島町西 115 番地 3
27	グループホーム くろゆり	吉野東2番地1
28	グループホーム 共永	上野町東 95 番地 1
29	グループホーム あんのん	野々市市新庄2丁目14番地
30	小規模多機能ホーム 絆	中奥町 172 番地 1
31	B's 行善寺	北安田町 548 番地 2
32	障害者支援施設 青い鳥	杉森町へ 1 番地 1
33	金沢ふくみ苑	金沢市福増町南16番地
34	金城大学 看護学部棟	倉光一丁目 250 番地

7 アンケート調査結果からみる市民意識

(1) アンケート調査の概況

調査の目的

本調査は、白山市の皆さんの福祉に対する意識や地域活動への参加状況などの実態を把握するとともに、ご意見、ご提言を広くお聞きし、計画の見直しを行うための基礎資料として活用することを目的として、実施いたしました。

調査の概要

①調査地域	…白山市全域
②調査対象者	白山市に在住する 20 歳以上の方
③標本数	2,000 人
④標本抽出方法	…住民基本台帳等による無作為抽出
⑤調査期間	平成 28 年8月、9月
⑥調査方法	郵送配布、郵送回収

回収状況

有効配布数	2,000件
回収数	857 件
回収率	42.9%

(2) アンケート調査結果

お住まいの地域について

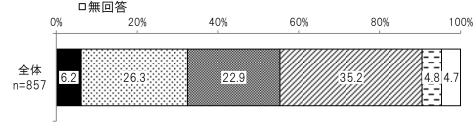
問 1 あなたは、ふだん近所の人とどの程度の付き合いをされていますか。 **(ひとつだけ○)**

「会えばあいさつする程度の付き合い」が35.2%

近所付き合いの程度について、「会えばあいさつする程度の付き合い」 が35.2% と最も高く、次いで、「簡単な頼みごとをしたり、土産物を分け合うような付き合 い」(26.3%)、「会えば立ち話をするような付き合い」(22.9%)となっています。

図表 33 近所付き合いの程度

- ■困りごとの相談をしたり、助け合うような付き合い □簡単な頼みごとをしたり、土産物を分け合うような付き合い
- ■会えば立ち話をするような付き合い
- ☑会えばあいさつする程度の付き合い
- ロほとんど(もしくは全く)付き合いはない



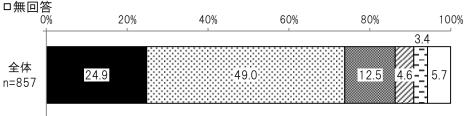
あなたの近所の人との付き合いに対する考え方は、次のどれですか。 問 2 **(ひとつだけ○)**

"わずらわしいが、助かることが多いので必要である"が 49.0%

近所付き合いに対する考え方について、「わずらわしいと感じることもあるが、 日常生活の中で助かることが多いので必要である」が49.0%と最も高く、次いで、 「親しく相談したり、助け合ったりするのは当然である」が 24.9%となっていま す。

図表 34 近所付き合いに対する考え方

- ■親しく相談したり、助け合ったりするのは当然である
- ロわずらわしいと感じることもあるが、日常生活の中で助かることが多いので必要である ■わずらわしいことが多いので、あまりしたくない
- ☑なくても困らないので、したくない
- ロその他



問3 今後、近所の人との付き合いの中で、あなたが「手助けをしてほしい」または「手助けできる」と思うことがありますか。(あてはまるものすべてに○)

□ 手助けしてほしいこと

"看病や医者を呼ぶなどの手助け"が 18.3%

近所付き合いの中で手助けしてほしいことについて、「病気などの緊急時に看病をしたり医者を呼ぶなどの手助け」が 18.3%、「話し相手や相談ごとの相手」が 17.5%となっています。また、「特にない」が 13.8%となっています。

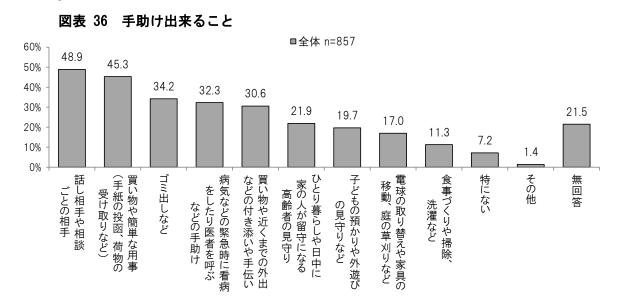
■全体 n=857 60% 49.2 50% 40% 30% 18.3 17.5 20% 13.8 12.3 8.8 8.3 7.2 7.1 6.3 6.0 10% 1.9 0% その他 特にない 子どもの預かりや外遊び 話し相手や相談 ひとり暮らしや日中に などの付き添いや手伝い 食事づくりや掃除 ゴミ出しなど 無回答 病気などの緊急時に看病 電球の取り替えや家具の 買い物や近くまでの外出 (手紙の投函、荷物の 買い物や簡単な用事 家の人が留守になる 移動、庭の草刈りなど をしたり医者を呼ぶ ごとの相手 高齢者の見守り 受け取りなど) 洗濯など の見守りなど などの手助け

図表 35 手助けしてほしいこと

□ 手助けできること

「話し相手や相談ごとの相手」が 48.9%

近所付き合いのなかで手助けできることについて、「話し相手や相談ごとの相手」が 48.9%と最も高く、次いで「買い物や簡単な用事(手紙の投函、荷物の受け取りなど)」(45.3%)、「ゴミ出しなど」(34.2%)、「病気などの緊急時に看病をしたり医者を呼ぶなどの手助け」(32.3%)となっています。



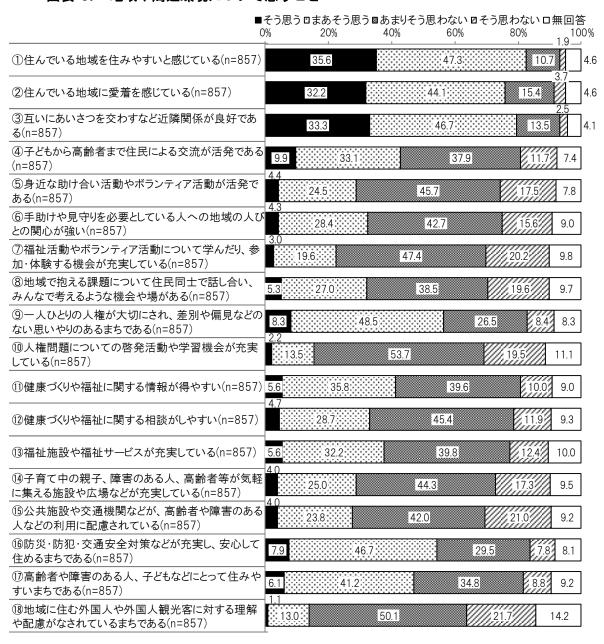
問4 お住まいの地域や周辺の環境について、どのように思われますか。 (各項目の番号にひとつだけ回答)

"住んでいる地域を住みやすいと感じている"人が82.9%

お住まいの地域や周辺の環境について、「そう思う」と「まあそう思う」が多かった設問は、「①住んでいる地域を住みやすいと感じている」(82.9%)、「③互いにあいさつを交わすなど近隣関係が良好である」(80.0%)、「②住んでいる地域に愛着を感じている」(76.3%)となっています。

一方で、「そう思わない」と「あまりそう思わない」が多かった設問は、「⑩人権問題についての啓発活動や学習機会が充実している」(73.2%)、「⑱地域に住む外国人や外国人観光客に対する理解や配慮がなされているまちである」(71.8%)となっています。

図表 37 地域や周辺環境について思うこと



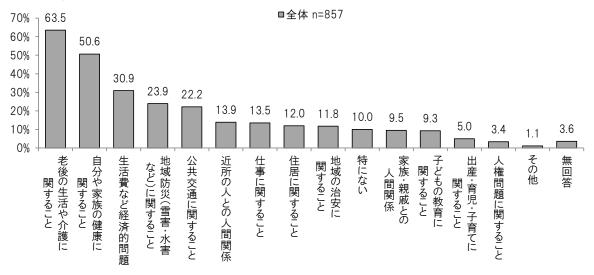
|| 日常生活の課題について

問5 あなたは、日常生活の中で日頃不安に思っていることはありますか。 (あてはまるものすべてに○)

「老後の生活や介護に関すること」が63.5%

日常生活の中で日頃不安に思っていることについて、「老後の生活や介護に関すること」が63.5%と最も高く、次いで、「自分や家族の健康に関すること」(50.6%)、「生活費などの経済的問題」(30.9%)となっています。

図表 38 日頃不安に思っていること



現在、不安や悩みを主にどなたに、もしくはどこに相談していますか。 問6 (あてはまるものすべてに○)

「家族、親戚」が69.2%、「友人、知人」が40.7%

不安や悩みを相談する相手について、「家族、親戚」が69.2%と最も高く、次い で、「友人、知人」(40.7%)、「かかりつけの医師」(16.1%)となっています。 また、「誰にも相談しない」が8.8%となっています。

■全体 n=857 80% 69.2 70% 60% 50% 40.7 40% 30% 16.1 20% 8.8 8.4 7.2 4.6 4.2 4.4 3.0 10% 2.1 2.1 1.5 1.4 0.9 8.0 0.5 0% 職 ケ 役 社 福 友 か 誰 相 町 そ 場の 会福祉 かり アマネジャー 齢者や 族 人 に 人 談できる人が 内会役員 公的な窓口所・警察などの 生 の 祉 回 の 主任児童委員・児童委員 推進 他 ŧ 近所 親 的な窓口 が施設、NP百や障害のは 知 わ 5 相談してい 相 からない 戚 協議 委員 け 談 の の し N P O 医 な い の ある人 な い 窓

図表 39 不安や悩みの相談先

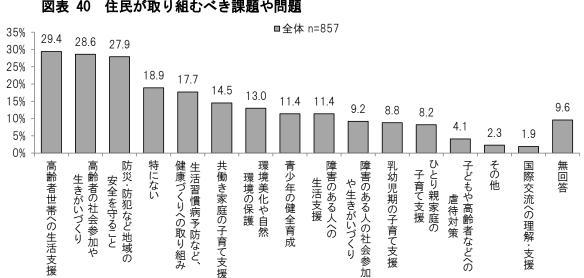
あなたが住んでいる地域には、住民が取り組むべき課題や問題として、どの 問7 ようなことがあると思いますか。(あてはまるものすべてに○)

い

 \Box

「高齢者世帯への生活支援」が 29.4%

住民が取り組むべき地域の課題や問題について、「高齢者世帯への生活支援」が 29.4%と最も高く、次いで、「高齢者の社会参加や生きがいづくり」(28.6%)、「防 災・防犯など地域の安全を守ること」(27.9%)となっています。また、「特にな い」が 18.9%となっています。



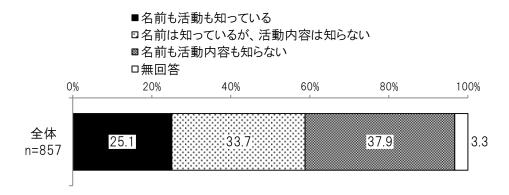
図表 40 住民が取り組むべき課題や問題

問8 あなたが住んでいる地域を担当している民生委員・児童委員の名前や活動内 容を知っていますか。(ひとつだけ○)

「名前も活動内容も知らない」が37.9%

民生委員・児童委員の認知度について、「名前も活動内容も知らない」が37.9% と最も高く、次いで、「名前は知っているが、活動内容は知らない」(33.7%)、「名前も活動内容も知っている」(25.1%)となっています。

図表 41 民生委員・児童委員の認知度



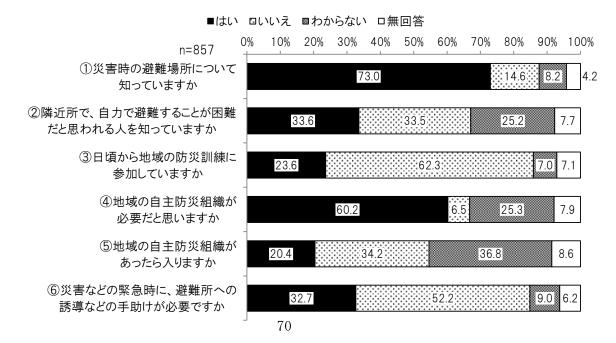
問9 防災に対する日頃からの取り組みや、災害などの緊急時の対応についてお答えください。(各項目にひとつだけ回答)

"災害時の避難場所について知っている"人が 73.0%

防災に対する取り組みや災害時の対応について、「はい」が多い設問は、「①災害時の避難場所について知っていますか」(73.0%)、「④地域の自主防災組織が必要だと思いますか」(60.2%)となっています。

一方で、「いいえ」が多い設問は、「③日頃から地域の防災訓練に参加していますか」(62.3%)、「⑥災害などの緊急時に、避難所への誘導などの手助けが必要ですか」(52.2%)となっています。

図表 42 防災に対する取り組みや災害時の対応

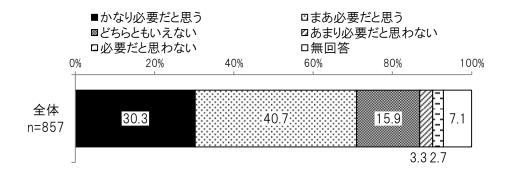


問 10 大規模災害等の備えとして、避難行動要支援者登録制度等のように、地域で個人情報を共有することについて、どう思われますか。(ひとつだけ○)

"避難行動要支援者登録制度等が必要だと思う"人が 71.0%

避難行動要支援者登録制度等について、「まあ必要だと思う」が 40.7%と最も高く、これに「かなり必要だと思う」(30.3%) を加えた"必要だと思う"が 71.0% となっています。

図表 43 地域での個人情報共有の要否

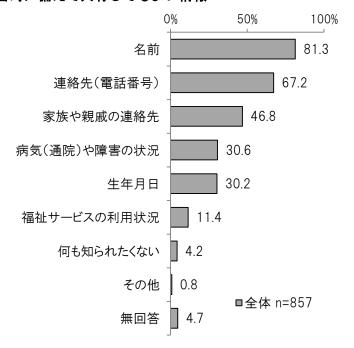


問 11 あなたが災害時などに地域の人から手助けしてもらう場合に備えて、どのような情報を地域の人に知らせてもよいとお考えですか。 (あてはまるものすべてに○)

「名前」が81.3%、「連絡先(電話番号)」が67.2%

災害時に備えて地域の人に知らせてもよい情報について、「名前」が81.3%と最も高く、次いで「連絡先(電話番号)」(67.2%)、「家族や親戚の連絡先」(46.8%)となっています。

図表 44 災害時に備えて共有してもよい情報



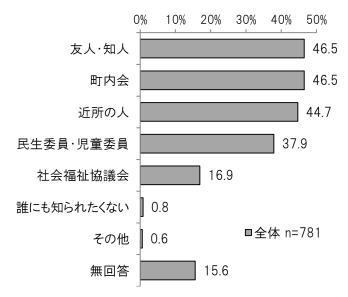
問 11-1 問 11 の情報を、どの範囲までなら知らせてもよいと考えますか。 (あてはまるものすべてに○)

※問 11-1 は問 11 で「1」~「7」のうちいずれかを回答された方のみ

「友人・知人」と「町内会」がともに 46.5%

災害時に情報を知らせてもよい範囲について、「友人・知人」と「町内会」がと もに 46.5%と最も高く、次いで、「近所の人」(44.7%)、「民生委員・児童委員」 (37.9%)となっています。

図表 45 情報を知らせてもよい範囲



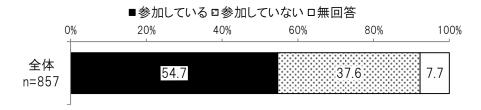
Ⅲ 地域活動について

問 12 あなたは、町内会等の地域活動に参加していますか。(ひとつだけ○)

地域活動に「参加している」が 54.7%

地域活動の参加状況について、「参加している」が 54.7%、「参加していない」が 37.6%となっています。

図表 46 地域活動への参加の有無



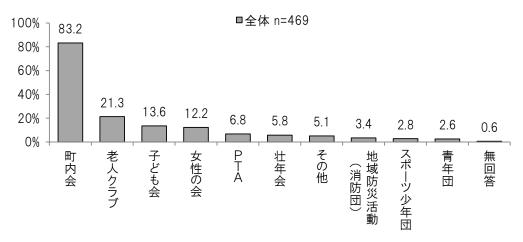
問 12-1 参加している活動は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

※問 12-1 は問 12 で「1.参加している」と回答された方のみ

「町内会」が83.2%

参加している活動について、「町内会」が83.2%と最も高くなっています。次いで、「老人クラブ」(21.3%)、「子ども会」(13.6%)、「女性の会」(12.2%)となっています。

図表 47 参加している活動



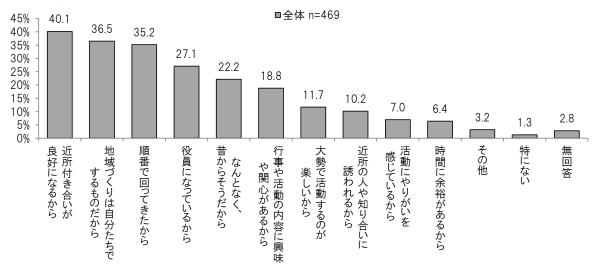
問 12-2 町内会等の地域活動に参加している主な理由は何ですか。 (あてはまるものすべてに○)

※問 12-2 は問 12 で「1.参加している」と回答された方のみ

「近所付き合いが良好になるから」が40.1%

地域活動に参加している理由について、「近所付き合いが良好になるから」が40.1%と最も高く、次いで、「地域づくりは自分たちでするものだから」(36.5%)、「順番で回ってきたから」(35.2%)、「役員になっているから」(27.1%)となっています。

図表 48 地域活動に参加している理由



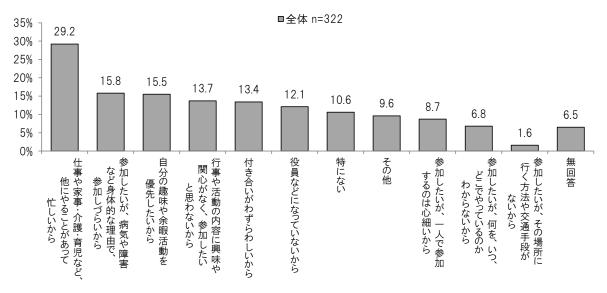
問 12-3 町内会等の地域活動に参加していない主な理由は何ですか。 (あてはまるものすべてに○)

※問 12-3 は問 12 で「2.参加していない」と回答された方のみ

「仕事や家事・介護・育児など、他にやることがあって忙しいから」が29.2%

地域活動に参加していない理由について、「仕事や家事・介護・育児など、他に やることがあって忙しいから」が29.2%と最も高く、次いで、「参加したいが、病 気や障害など身体的な理由で、参加しづらいから」(15.8%)、「自分の趣味や余暇 活動を優先したいから」(15.5%)となっています。

図表 49 地域活動に参加していない理由



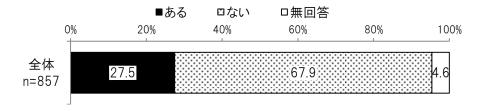
Ⅳ ボランティアについて

問 13 あなたはボランティア活動や NPO 活動をしたことがありますか(していますか)。(ひとつだけ \bigcirc)

ボランティア活動等の参加経験が「ない」が67.9%

ボランティア活動や NPO 活動について、参加経験が「ない」が 67.9%、「ある」 が 27.5%となっています。

図表 50 ボランティア活動等への参加の有無



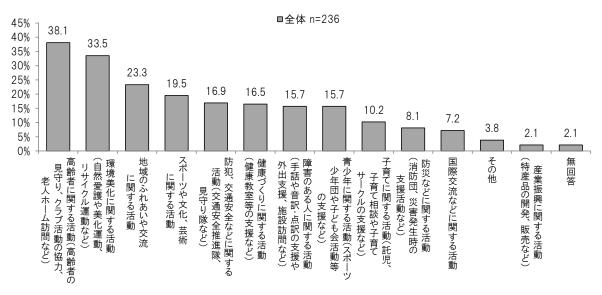
問 13-1 あなたはどんな内容の活動をしましたか(していますか)。 (あてはまるものすべてに○)

※問 13-1 は問 13で「1.ある」と回答された方のみ

「高齢者に関する活動」が38.1%、「環境美化に関する活動」が33.5%

参加経験のあるボランティアや NPO 活動について、「高齢者に関する活動」が 38.1%と最も高く、次いで、「環境美化に関する活動」(33.5%)、「地域のふれあいや交流に関する活動」(23.3%)となっています。

図表 51 活動内容



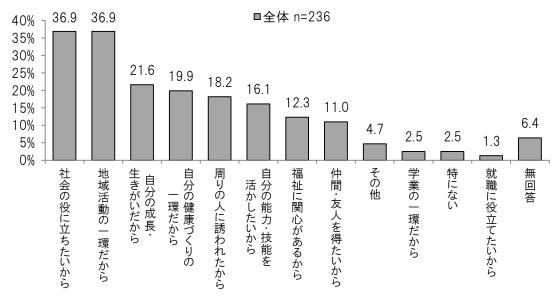
問 13-2 ボランティア活動や NPO 活動をした(している)理由は何ですか。 (あてはまるものすべてに○)

※問 13-2 は問 13 で「1. ある」と回答された方のみ

「社会の役に立ちたいから」と「地域活動の一環だから」がともに 36.9%

ボランティア活動等を行った理由について、「社会の役に立ちたいから」と「地域活動の一環だから」がともに36.9%と最も高く、次いで、「自分の成長・生きがいだから」(21.6%)、「自分の健康づくりの一環だから」(19.9%)となっています。

図表 52 ボランティア活動等を行った理由



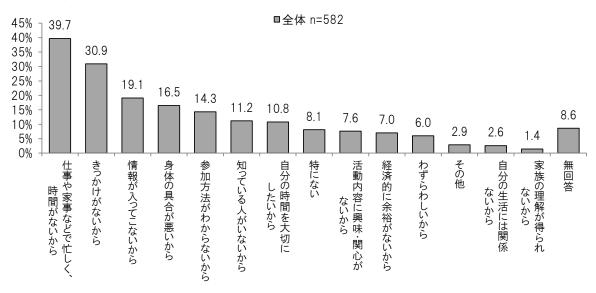
問 13-3 活動したことがない理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

※問 13-3 は問 13 で「2.ない」と回答された方のみ

「仕事や家事などで忙しく、時間がないから」が39.7%

ボランティア活動等を行ったことがない理由について、「仕事や家事などで忙しく、時間がないから」が 39.7%と最も高く、次いで、「きっかけがないから」 (30.9%)、「情報が入ってこないから」(19.1%)、「身体の具合が悪いから」 (16.5%) となっています。

図表 53 ボランティア活動等を行ったことがない理由

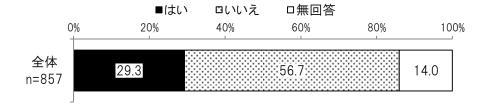


問 14 今後、あなたはボランティア活動や NPO 活動をしたい (続けたい) と思いますか。(ひとつだけ○)

"ボランティア活動や NPO 活動をしたい(続けたい)と思わない"人が 56.7%

ボランティア活動や NPO 活動をしたい (続けたい) かについて、「いいえ」が 56.7%、「はい」が 29.3%となっています。

図表 54 ボランティア活動等への参加意向



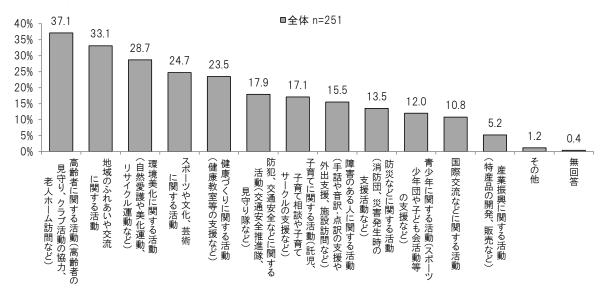
問 14-1 今後、ボランティア活動や NPO 活動を行うとしたら、どんな内容の活動を したい(続けたい)ですか。(あてはまるものすべてに○)

※問14-1は問14で「1.はい」と回答された方のみ

「高齢者に関する活動」が 37.1%

活動をしたい(続けたい)と思う内容について、「高齢者に関する活動」が37.1%と最も高く、次いで、「地域のふれあいや交流に関する活動」(33.1%)、「環境美化に関する活動」(28.7%)、「スポーツや文化、芸術に関する活動」(24.7%)となっています。

図表 55 活動をしたい (続けたい) と思う内容

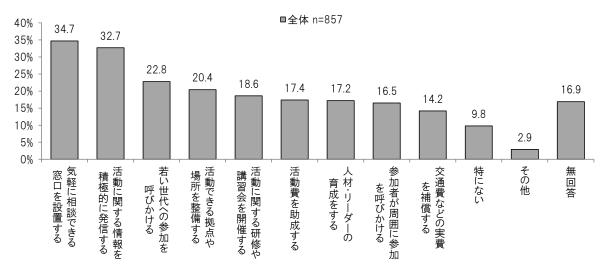


問 15 今後、地域活動やボランティア活動の輪を広げていくためには、どのような ことが必要だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

「気軽に相談できる窓口を設置する」が34.7%

地域活動やボランティア活動の輪を広げていくために必要なことについて、「気軽に相談できる窓口を設置する」が34.7%と最も高く、次いで、「活動に関する情報を積極的に発信する」(32.7%)、「若い世代への参加を呼びかける」(22.8%)、「活動できる拠点や場所を整備する」(20.4%)となっています。

図表 56 活動の輪を広げていくために



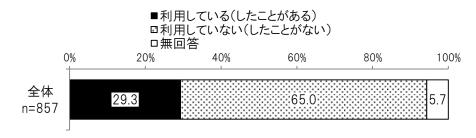
V 福祉サービスについて

問 16 あなたやあなたの家族は、福祉サービスを利用していますか(したことがありますか。)(ひとつだけ \bigcirc)

「利用していない(したことがない)」が65.0%

福祉サービスについて、「利用していない(したことがない)」が 65.0%、「利用している(したことがある)」が 29.3%となっています。

図表 57 福祉サービスの利用状況



問 16-1 福祉サービスの利用に関しての感想を教えてください。(ひとつだけ○)

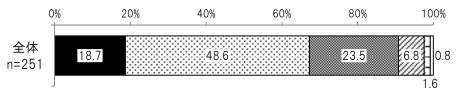
※問 16-1 は問 16 で「1.利用している(したことがある)」と回答された方のみ

「おおむね満足」が 48.6%、「普通」が 23.5%

福祉サービスを利用した感想について、"満足している"(「満足」+「おおむね満足」)が67.3%となっています。また、「普通」が23.5%となっています。

図表 58 福祉サービスを利用しての感想

■大変満足 □おおむね満足 ■普通 □少し不満 □大変不満 □無回答



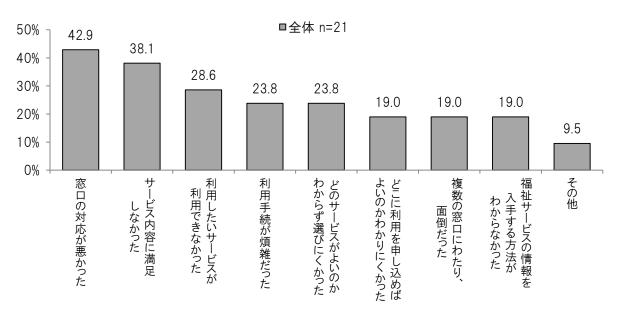
問 16-2 不満を感じたのは、どのようなことですか。(あてはまるものすべてに○)

※問 16-2 は問 16-1 で「4. 少し不満」「5. 大変不満」と回答された方のみ

「窓口の対応が悪かった」が 42.9%

福祉サービスを利用した際に不満に感じたことについて、「窓口の対応が悪かった」が42.9%と最も高く、次いで、「サービス内容に満足しなかった」(38.1%)、「利用したいサービスが利用できなかった」(28.6%)となっています。

図表 59 不満に感じたこと



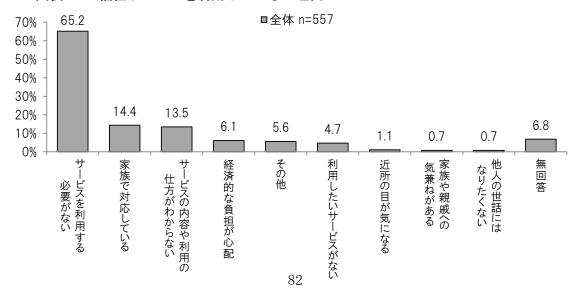
問 16-3 あなたが福祉サービスを利用していない理由は何ですか。 (あてはまるものすべてに○)

※問 16-3 は問 16 で「2.利用していない (したことがない)」と回答された方のみ

「サービスを利用する必要がない」が 65.2%

福祉サービスを利用していない理由について、「サービスを利用する必要がない」が 65.2%と最も高くなっています。次いで、「家族で対応している」(14.4%)、「サービスの内容や利用の仕方がわからない」(13.5%) が1割を超えています。

図表 60 福祉サービスを利用していない理由



問 17 以下の福祉サービスについて、どのように思いますか。 (各項目にひとつだけ回答)

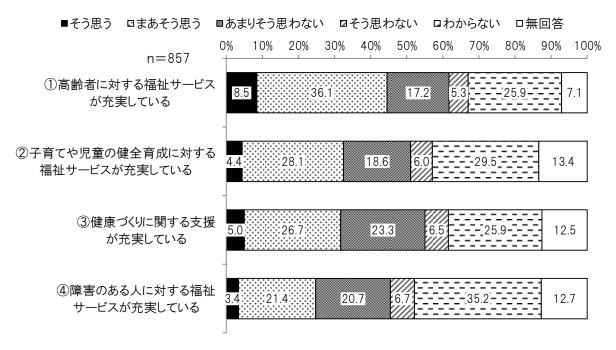
"高齢者に対する福祉サービスが充実している"が 44.6%

福祉サービスについて、「そう思う」と「まあそう思う」が多い設問は「①高齢者に対する福祉サービスが充実している」(44.6%)となっています。

一方で、「そう思わない」と「あまりそう思わない」が多い設問は「③健康づくりに関する支援が充実している」(29.8%)となっています。

また、「④障害のある人に対する福祉サービスが充実している」では「わからない」が35.2%となっています。

図表 61 福祉サービスの評価



問 18 あなたは、福祉サービスに関する情報を主にどこから入手していますか。 (あてはまるものすべてに○)

「市の広報紙・ホームページ」が 47.3%

福祉サービスに関する情報の入手先について、「市の広報紙・ホームページ」が47.3%と最も高くなっています。次いで、「知り合いを通して」(19.6%)、「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」(19.3%)、「役所の窓口・掲示板」(14.4%)となっています。

■全体 n=857 47.3 50% 40% 30% 19.6 19.3 20% 14.4 11.8 11.7 10.5 11.0 8.4 5.1 10% 4.3 3.5 3.4 1.8 1.2 0.7 0% テレビ・ラジオ 新聞・雑誌・ ホームページ市の広報紙・ その他 無回答 ケアマネジャーやホー 窓口や広報紙社会福祉協議会の 民生委員・児童委員 高齢者支援センター 知り合いを通して 役所の窓口・掲示板 インターネット 保育所・子育て 福祉推進委員を通して 支援センター 療機関 健センター ·民活動団体·NPO ヘルパーを通して

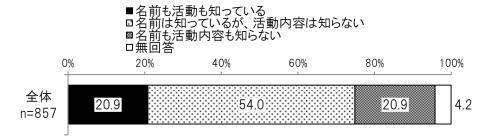
図表 62 福祉サービスに関する情報の入手先

問 19 あなたは、社会福祉協議会を知っていますか。(ひとつだけ○)

「名前は知っているが、活動内容は知らない」が54.0%

社会福祉協議会の認知度について、「名前は知っているが、活動内容は知らない」が 54.0%と最も高く、次いで、「名前も活動も知っている」と「名前も活動内容も知らない」がともに 20.9%となっています。

図表 63 社会福祉協議会の認知度

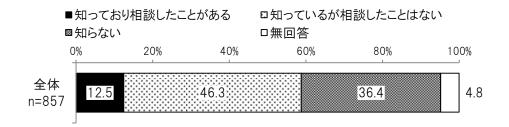


問 20 あなたは、福祉や保健に関する相談窓口を知っていますか。(ひとつだけ○)

「知っているが相談したことはない」が 46.3%

福祉や保健に関する相談窓口の認知度について、「知っているが相談したことはない」が46.3%と最も高く、次いで、「知らない」(36.4%)、「知っており相談したことがある」(12.5%)となっています。

図表 64 福祉や保健に関する相談窓口の認知度

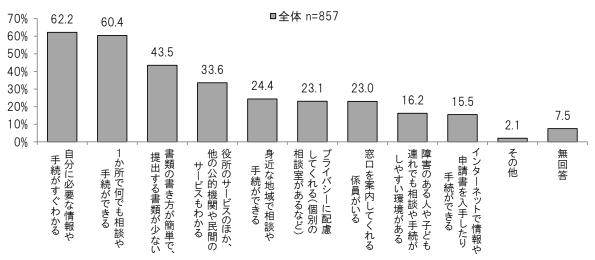


問 21 あなたは福祉や保健に関する相談窓口を利用する場合、窓口にどのようなことを希望しますか。(あてはまるものすべてに○)

「自分に必要な情報や手続きがすぐわかる」が 62.2%

相談窓口に希望することについては、「自分に必要な情報や手続きがすぐわかる」が 62.2%と最も高く、次いで、「1か所で何でも相談や手続きができる」(60.4%)、「書類の書き方が簡単で、提出する書類が少ない」(43.5%)となっています。

図表 65 相談窓口への希望



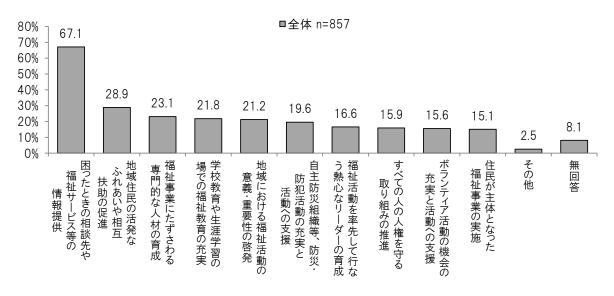
VI これからの福祉のあり方について

問 22 あなたは、身近な地域で住民が助け合い、支え合うために、どのようなことが大切だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

「困ったときの相談先や福祉サービス等の情報提供」が67.1%

住民が助け合い、支え合うために大切なことについて、「困った時の相談先や福祉サービス等の情報提供」が67.1%と最も高くなっています。次いで、「地域住民の活発なふれあいや相互扶助の促進」(28.9%)、「福祉事業にたずさわる専門的な人材の育成」(23.1%)となっています。

図表 66 住民が助け合い、支え合うために大切なこと



あなたは、住民が福祉について理解を深めるためには、どのようなことが必 問 23 要だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

「福祉の制度、サービス、理念や考え方などについて知ること」が 51.7%

住民が福祉について理解を深めるために必要なことについて、「福祉の制度、サ ービス、理念や考え方などについて知ること」が51.7%が最も高く、次いで、「住 民が地域の福祉について課題を気軽に話し合える場をつくること」(35.7%)、「高 齢者・障害者やその介護者などの話を聞いたり、交流したりすること」(29.4%) となっています。

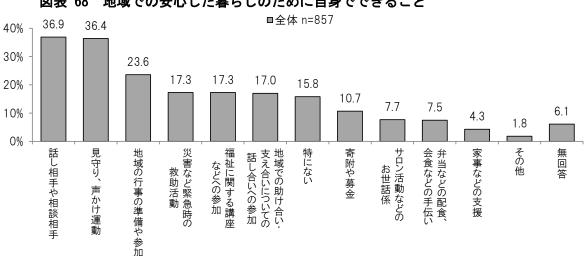
■全体 n=857 60% 51.7 50% 35.7 40% 29.4 30% 18.3 14.7 20% 6.2 6.8 10% 2.9 1.3 0% その他 無回答 住民が地域の福祉について わからない 手話や点字などの技術を 特に必要なことはない 福祉の制度、サービス 護者などの話を聞いたり 者の疑似体験など、体験 介護体験や高齢者・障害 の課題を気軽に話し合え 高齢者・障害者やその介 理念や考え方などに 交流したりすること ついて知ること る場をつくること 学習をすること 習得すること

図表 67 住民が福祉への理解を深めるために必要なこと

地域で人々が安心して暮らせるように、あなた自身にできることは何ですか。 (あてはまるものすべてに○)

「話し相手や相談相手」が 36.9%、「見守り、声かけ運動」が 36.4%

地域で人々が安心して暮らせるように自身にできることについて、「話し相手や 相談相手」が36.9%、「見守り、声かけ運動」が36.4%となっています。次いで、 「地域行事の準備や参加」(23.6%)、「災害など緊急時の救助活動」「福祉に関す る講座などへの参加」(ともに 17.3%)となっています。



図表 68 地域での安心した暮らしのために自身でできること

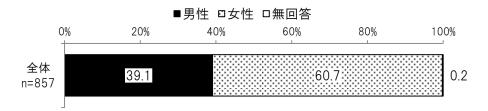
VII あなた自身について

ア 性別

「男性」が39.1%、「女性」が60.7%

性別をみると、「男性」が39.1%、「女性」が60.7%となっています。

図表 69 性別

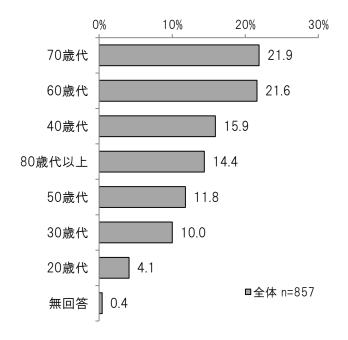


イ 年代

「70歳代」が21.9%、「60歳代」が21.6%

年代をみると、「70歳代」が21.9%と最も高く、次いで「60歳代」(21.6%)、「40歳代」(15.9%)、「80歳代以上」(14.4%)となっており、60歳代以上が6割弱を占めています。

図表 70 年代

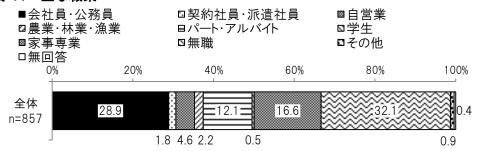


ウ 主な職業

「無職」が32.1%、「会社員・公務員」が28.9%

主な職業をみると、「無職」が 32.1%と最も高く、次いで、「会社員・公務員」 (28.9%)、「家事専業」(16.6%)、「パート・アルバイト」(12.1%) となっています。

図表 71 主な職業

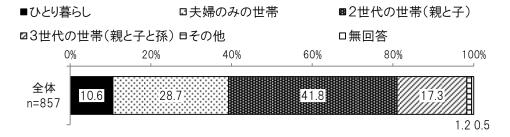


工 家族構成

「2世代の世帯 (親と子)」が 41.8%

家族構成をみると、「2世代の世帯(親と子)」が 41.8%と最も高く、次いで、「夫婦のみの世帯」(28.7%)、「3世代の世帯(親と子と孫)」(17.3%)、「ひとり暮らし」(10.6%) となっています。

図表 72 家族構成

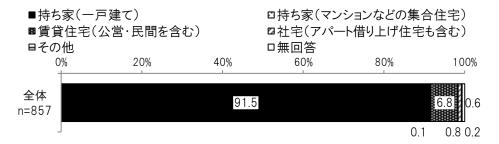


オ お住まいの形態

「持ち家(一戸建て)」が91.5%

お住まいの形態をみると、「持ち家(一戸建て)」が91.5%と、9割強を占めています。

図表 73 お住まいの形態

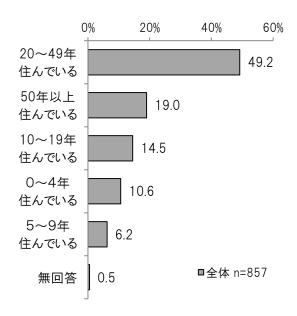


力 居住年数

「20~49年住んでいる」が49.2%

居住年数をみると、「20~49年住んでいる」が49.2%と最も高く、次いで、「50年以上住んでいる」が19.0%で、20年以上住んでいる人が7割弱を占めています。

図表 74 居住年数

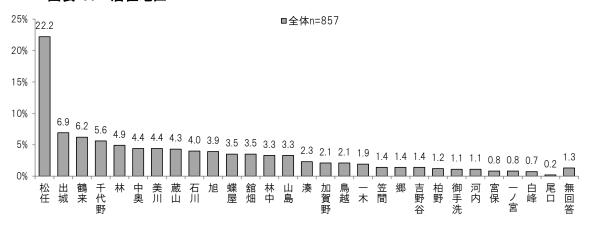


キ 居住地区

「松任」地区が 22.2%

居住地区をみると、「松任」が 22.2%と最も高く、次いで「出城」(6.9%)、「鶴 来」(6.2%)、「千代野」(5.6%) となっています。

図表 75 居住地区



8 用語解説

	用語	意味
あ行	オストメイトトイレ	がんや事故などによって、腹部に人工肛門や人口
		膀胱をつくる手術を受けた方(オストメイト)が利
		用できる洗浄機能等を備えたトイレ。
か行	共助	地域住民が互いに助け合い、よりよい地域づくり
		のために協働すること。
	共生社会	人々が互いに相手の人格や個性を尊重し認め合
		い、障害の有無、性別、年齢、人種等を問わず、誰
		もが積極的に参加・貢献できる社会。特に障害福祉
		の分野で語られることが多い。
	健康づくり推進員	健康づくりに関心のある市民を募り、行政ととも
		に市民が楽しく主体的に健康づくりに取り組めるよ
		う、ウォーキングをはじめ様々な活動を行うボラン
		ティア。
	公助	自身や家庭、もしくは地域等では解決できない問
		題を、国や県、自治体が支援すること。
	子育て支援センター	育児相談や子育で情報の提供、一時預かり、休日
		保育、育児サークルの支援等、子育て世帯を総合的
		に支援し、子育てに対する不安の解消や親子同士の
	フムイルフル	交流促進等を図る施設。
	子育てひろば	未就園児をはじめとする子どもやその家族が気軽
		に集いコミュニケーションをとることや、子育てに
		関する相談等ができる場所。季節ごとの行事なども 開催される。
さ行	災害ボランティアセンター	災害により被害が発生した場合に、被災した地域
		住民の現状を把握する中で出てきたニーズに対応す
		ることを目的に、ボランティアが円滑に効率よく作
		業を行うことができる環境を整えるために設置され
		るもの。
	自助	日常生活のなかで生じる課題について、自分と家
		族とが支え合い、解決に向けて努力すること。
	障害者差別解消法	障害の有無に関わらず、誰もが生き生きと暮らす
		ことができるように、国、地方公共団体、事業者が
		障害を理由にサービスの提供を制限・拒否すること
		を禁じ(「不当な差別的取扱いの禁止」)、障害者から
		要請があった場合に、社会の中にあるバリアを取り
		除くための対応にあたること(「合理的配慮の提供」)
		を定める法律。

た行

は行

用語	意味
シルバー人材センター	臨時的・短期的もしくは軽易な業務やボランティ
	ア活動を希望する高齢者に対して、その機会を提供
	することで、高齢者の生きがいづくりや、地域社会
	の活性化に資する組織。
成年後見制度	認知症高齢者や知的障害及び精神障害のある方な
	ど、判断能力が不十分な人を悪徳商法や不利益な契
	約等から守るため、家庭裁判所が成年後見人等を選
	任し、財産や契約、協議等の管理・支援を行う制度。
総合的な学習の時間	小・中・高等学校等において実施されている学習
	時間で、児童・生徒らが自ら課題を見つけて取り組
	み、学び、考えることで、思考力や判断力、表現力
	が求められ、かつ変化し続けている社会に対応でき
	る能力を養うことを目的としている横断的で総合的
	な授業。
地域ふれあいサロン	地域住民・ボランティアが主体となり、町内会単
	位で行っている高齢者の閉じこもり予防、介護予防、
	認知症予防やリフレッシュ活動事業。
特定健診、特定保健指導	40歳から74歳の医療保険加入者を対象に実施さ
	れるメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)
	に着目した健康診査(特定健康診査)及び保健指導 (特定保健指導)。
バリアフリー	高齢者や障害者等が安全に安心して暮らせるよう
7.97.29—	「同断有で障害有等が女主に女心して春らせるよう に、妨げとなる障壁を取り除くこと。建物や道路の
	段差解消や手すり、スロープの設置等の物理的なも
	のをはじめ、制度的、心理的なものや、情報に関す
	るもの等多岐に渡る。
ファミリーサポートセンター	子育ての援助をしてほしい方(依頼会員)に子育
	ての援助のできる方(協力会員)を紹介し、地域ぐ
	るみの子育てを支援する事業。会員を対象とした講
	習や交流会等も開催している。
福祉コミュニティ	地域住民が主体的に福祉に関心を持ち、行政とと
	もに福祉サービスの提供や、課題の解決・質の向上
	に取り組む共同体。
福祉推進委員	地域住民に対する見守りや、民生委員児童委員を
	はじめ、町内会、地区社会福祉協議会等の活動を支
	援する人。
福祉避難所	災害時において、高齢者や障害者、乳幼児等の特
	に配慮を必要とされる方(要支援者)を受け入れる
	避難所。

	用語	意味
	放課後児童クラブ	就業等により親が昼間家を空ける家庭の児童(小
		学校1~3年生)を、放課後や夏休み等の間保育す
		る場。働きながら子育てをする世帯を支援するとと
		もに、子どもの社会性や協調性を育む場にもなって
	_1>= \ = .→	いる。
	ボランティア	自発的で自由な意思に基づき、社会貢献を行うこ
		と、及びそれに携わる人のこと。基本的に無償で行われる。
ま行	 マイ保育園・マイ幼稚園事業	在宅保育をしている家庭や妊婦を対象に、身近な
211	(1) 体自图 (1) 幼稚图事来	保育所(園)や幼稚園で子育て相談や育児見学・一
		時保育を行い、様々な不安の解消を支援する事業。
	民生委員児童委員	厚生労働大臣に委嘱され、行政や関係団体と連携
		を図りながら、地域住民に対して見守りや相談、課
		題解決に向けた支援を行う人。
		なお、民生委員は児童委員も兼ねており、特に主
		任児童委員は児童福祉に関することを専門に担当し
	16-1811 62 2 180 1	ている。
	メタボリックシンドローム	腹囲が基準値(男性 85cm、女性 90cm)以上かつ高 血糖・高血圧・脂質代謝異常のうち2つ以上が当て
		はまる状態。
わ行		1か所の窓口において相談・申請やサービス調整
1213		ができるようにするサービス。
その他		民間の営利を目的とせず、社会的活動を行う団体。
	NPO	NPO法人と呼ばれる法人格を持つものだけに限ら
	(Non-Profit Organization)	ず、市民活動団体やボランティア団体等もこれに含
		まれる。
	CNIC	Web (ウェブ) 上において、登録したユーザー同士
	SNS	が交流することを目的としたサービス。代表的なも
	(Social Networking Service)	のとして、Facebook(フェイスブック)やTwitter
		(ツイッター)、LINE(ライン)などが挙げられる。

第2次白山市地域福祉計画 (平成 29 年度~平成 33 年度)

平成 29 年3月 白山市 生活支援課 〒924-8688 石川県白山市倉光二丁目 1 番地 TEL 076-274-9509 FAX 076-274-9519